

平成25年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月11日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に参加した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第6号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第7号 諸般の報告について	5
議案第50号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））	5
議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について	11
議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	12
議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	

て	1 2
議案第 6 1 号 平成 2 4 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
議案第 6 2 号 平成 2 4 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
決算審査特別委員の選任	1 9
議案第 6 3 号 平成 2 5 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 4 号）について	2 0
議案第 6 4 号 平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 6 5 号 平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 6 6 号 平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 0
議案第 6 7 号 平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
議案第 6 8 号 平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 0
議案第 6 9 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 0
予算審査特別委員の選任	3 0
決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選	3 1
議案第 7 0 号 教育委員会委員の任命について	3 1
議案第 7 1 号 教育委員会委員の任命について	3 1
散 会	3 3

第 2 日 9 月 1 8 日（水曜日）

議事日程	3 5
本日の会議に付した事件	3 5
出席議員	3 6
欠席議員	3 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
職務のため議場に参加した者の職氏名	3 6
開 議	3 7
一般質問	3 7
中 野 勝 正 議員	3 7
仙 海 直 樹 議員	4 2

宮 下 孝 幸 議員	5 1
高 桑 佳 子 議員	5 7
諸 橋 和 史 議員	6 2
三 輪 正 議員	6 7
散 会	7 2

第3日 9月20日（金曜日）

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 4
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 5
職務のため議場に出席した者の職氏名	7 5
開 議	7 6
議事日程の報告	7 6
陳情第 5 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情	7 6
議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 7
議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 7
議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について	7 7
議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	7 8
議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9

議案第 6 1 号	平成 2 4 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第 6 2 号	平成 2 4 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
議案第 6 3 号	平成 2 5 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 4 号）について	8 1
議案第 6 4 号	平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	8 1
議案第 6 5 号	平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	8 1
議案第 6 6 号	平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	8 1
議案第 6 7 号	平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	8 1
議案第 6 8 号	平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	8 1
議案第 6 9 号	平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について	8 1
発議第 3 号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書	8 3
発議第 4 号	道州制導入に反対する意見書	8 4
議員派遣の件		8 5
委員会の閉会中継続審査の件		8 5
委員会の閉会中継続調査の件		8 6
閉 会		8 6
署 名		8 7

平成25年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月11日	水	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会
12日	木	決算審査特別委員会
13日	金	決算審査（予備日）
14日	土	休 会
15日	日	休 会
16日	月	休 会
17日	火	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
18日	水	本会議第2日目（一般質問）
19日	木	休 会
20日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 11 日)

平成25年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年9月11日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第6号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 6 議案第50号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 7 議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について
- 第10 議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

て

第24 議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第25 議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につい

て

第26 議案第70号 教育委員会委員の任命について

第27 議案第71号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山崎信義） ただいまから平成25年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（山崎信義） 議会運営委員長から、9月4日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、田中政孝議員及び6番、仙海直樹議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月20日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第6号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第6号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定により、お手元に配りました請願文書表並びに陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第5、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。諸橋和史議員から去る8月30日に開催された8月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、三輪正議員から去る6月25日、26日に開催された新潟県町村議会議長会平成25年度第1回臨時総会について、加藤修三議員、高桑佳子議員から去る7月7日に開催された新任議員の議員研修について、三輪正議員から去る8月27日に開催された町村議会議員研修会について、それぞれお手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第50号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第50号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号、一般会計補正予算（第3号）につきましては、今年7月29日からの豪雨によります被災対応の救助、復旧にかかわる関係予算ということで、急を要したため、平成25年8月2日付で専決処分を行いましたので、ご説明を申し上げます。

まず、歳出から、3款民生費におきましては、集合避難所の代替といたしまして空き家の教員住宅を急遽個別避難住宅として対応したものの経費を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費、2項林業費では林道常楽寺線の県単工事費を、また人家裏の復旧となる県単「緑のばんそうこう工事費」を計上いたしました。県単事業の採択とならないものは、町単独の事業といたしまして、林地崩壊防止事業補助として計上いたしました。

次に、14款災害復旧費では、1項農林水産施設災害復旧費におきましては、今後実施される国の災害査定申請用の経費を計上いたしました。査定箇所の伐開・調査料を、また農業施設、農地、林道とも災害査定用の概要調書の作成委託料を、国費災害に該当しないものは町単独の災害復旧事業補助として計上いたしました。林道につきましては、排土等の修繕料、補修用砂利を国県事業に該

当しない箇所の単独災害復旧工事費を計上いたしました。

次に、2項公共土木施設災害復旧費におきましては、排土等の道路修繕料、応急復旧後の道路清掃料、補修用原材料費を計上いたしました。また、国の災害査定用に向けての測量設計業務委託料を計上いたしました。国費復旧に該当しない箇所につきましては、町単独費による道路災害復旧工事費を計上いたしました。

次に、歳入では、財源対応といたしましては、分担金、国、県支出金、繰越金、町債を計上をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額9,019万6,000円を追加し、予算総額を34億8,155万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、186ページからお願いをいたします。町長の説明のとおり、7月29日からの豪雨というふうなことで、本町は7月31日、また8月1日の未明の雨が被害が多くなっているというふうな状況でございます。特に8月1日の未明の雨につきましては、避難者が出たというふうなことで、西越改善センターを一時避難場所として開設いたしました。その後海岸の教員住宅に臨時的な避難所として移動していただいたというふうなことで、現在もお二人、海岸に避難されておりますが、昼間は自宅の民宿のほうに行かれて、夜は避難住宅というふうなことで、当分というふうなことで、秋雨前線がまた出てまいりまして、なかなか天候が不安定な状況にありますということで、行ったり来たりというふうな生活をされていると。特に雨が多いときは、自宅のほうからではなくて、避難所のほうにいてもらいたいというようなことで申し入れしているというふうな状況にあります。急遽災害復旧費で光熱水費関係、また個別の住宅というふうなことで、教員住宅の点検関係、清掃関係を当初臨時的に計上させていただいたというふうなことでございます。

続いて、農林水産関係でございます。林業振興費、県単林道工事の追加というふうなことで、これは当初国の災害査定というふうな現地回っておりましたが、やはり対応にならないようなやらかなきゃいけない部分というふうなことで、これは県単事業というふうな部分で林道常楽寺線の関係で計上してございます。

あと緑のばんそうこう工事分、これにつきましても県単事業というふうなことで、確認した段階で14件分を計上したというふうなことでございます。緑のばんそうこう工事につきましては、県が50%、町が40%、本人が10%負担というふうな工事になっております。主に人家裏の工事というふうなことになります。それに該当しない場合ということで、さらに町単独の林地崩壊関係、これは事業主体はご本人になりますけど、補助というふうな部分になります。これも災害の段階で40件ぐ

らいを見込むというふうなことで、これは50%の補助で人家裏に対してというふうなものでございます。緊急を要したため、1件当たり30万円で、40件、50%補助というふうなことで計上したというふうな状況でございます。実際に今動き始めておりまして、それぞれ事業費は当然変わってきている状況にあります。専決でお願いするというので、ある程度の金額を計上してというふうなことでございます。

続いて187ページ、農業用施設災害復旧関係でございます。草刈り、伐開調査というふうになりますが、これは乙茂、上中条で水路の災害がございました。その辺で災害査定を受けるための準備というふうなもので計上したものでございます。

あと委託料関係もこれは乙茂、上中条、常楽寺になりますが、国の災害査定を受けるための委託、測量関係、また概要調書の作成の委託でございます。

それと、被災箇所の補修用砂利、これは農道の流れた部分での砂利ということで、大寺、乙茂、常楽寺、豊橋あたりで砂利をとというふうなことで支給でございます。

それと、農業用施設関係の町単独事業でございます。これも22カ所で20万円というふうなことで補助金を計上してございます。

農地災害につきましても、これは乙茂でございます。国の災害査定をやはり受ける部分で委託関係計上してございます。そのほかに町単独の農地災害というふうなことで、これは個人が事業主体になりますが、20万円の25カ所というふうなことで補助計上してございます。

林道関係についてでございます。林道災害復旧修繕料、これは災害に該当しない部分、災害復旧に該当しない部分で軽微な排土等で対応した部分でございます。常楽寺線、船橋田中線、三島林道、吉川滝谷線、柿木滝谷線、神条線というんで、林道のほとんどがやはりちょっと修繕を必要としたというふうなことでございます。

伐開関係の委託料、これにつきましても常楽寺線、船橋田中線、大津登ノ入線、国費の災害復旧対応というふうなことで、次の委託料につきましても国の査定部分での委託料でございます。主に今ほど申し上げた場所の林道の災害復旧用でございます。

次に、188ページお願いいたします。これも林道常楽寺線工事請負関係でございます。林道常楽寺線の3カ所分の国費に、また県費に該当しない部分で町単独での修繕工事というふうなことで計上してございます。原材料も林道等の補修砂利でございます。

続いて、公共土木施設関係でございます。道路、橋りょう関係、これは三角コーンなり測量用品を急遽買わせていただくというふうなもので計上したものでございます。あと道路修繕は、これ町内一円でございます。あと草刈り関係、これは災害査定用でございますし、道路清掃、これは応急というふうなことで排土が当時予定されましたので、その排土した後の清掃というふうなことで計上したものでございます。側溝清掃含めまして計上したものでございます。

委託料につきましては、国の査定部分。これは、資料等出ておりますが、9路線部分の計上でご

ざいます。

工事請負関係につきましても、資料等で出ております。復旧工事の部分で応急的な工事、この補助分というのは当初専決の段階で本工事費はわかりませんでした、ただ緊急な応急で既に国庫補助の該当になるだろうというふうなことで当初計上したものでございます。さらに、本復旧に係る部分につきましては、9月のこの議会に今計上している、提案しているというふうなことで、応急の段階でも対象になる部分がございますので、その部分を見込んで予定したものでございます。それと、単独分につきましては、これは全く災害対応にならないというふうな部分、排土等の応急的な工事の部分でございます。あと補修用の砂利、舗装剤、これは簡易に砂利とか舗装剤、舗装剤も職員で簡易にできるような部分がございます。その辺の部分の購入でございます。

あと町道の用地買収費、当初専決の段階で用買が急遽必要になるケースもあるのかなというので計上をさせていただきましたが、今のところ執行はないような形になっております。

戻っていただきまして、183ページお願いいたします。歳入の分担金関係でございます。これは、それぞれ国費の査定を受けるというふうなことで、ご本人から負担をいただく農地関係ですかね、負担金いただく部分でございます。これは、査定のコストに係るものでございます。ただ、これ激甚指定に既になっておりますので、補助率が増嵩されますということで、この段階では農業用の場合は35%、農地の場合は50%というふうなことで暫定的に計上してございますが、これは補助率増嵩、最終的には激甚指定、農地、農林業施設となっていますので、95%ぐらい過去ではいっていませんので、実際この負担はぐっと下がるというふうなことになります。

あと林業費分担金、これは10%の負担というふうなことになります。

それと、国庫支出金、災害復旧国庫支出金、公共土木関係でございます。これは、公共土木は補助率増嵩になりませんので、66.7%の国費負担というふうなことで、その100%のすき間には災害復旧事業債が充当されていくというふうなことになります。

続いて184ページ、県支出金でございます、県単林道関係。これは、県費45%の補助というふうなことになります。あと県緑のぼんそうこう事業、これは50%の補助ということです。

20款繰越金につきましては、これは財源調整で繰越金というふうなことで計上をさせてもらっております。実際実質収支は9,224万7,000円でございます。その内輪の中で計上したというふうなことでございます。

それぞれ町債につきましては、先ほどのぼんそうこう事業、例えば45%の補助になりますので、残りのすき間に自然災害防止事業債という災害関係の起債を入れているというふうなことでございますし、災害復旧関係につきましてはそれぞれやはりすき間に災害復旧事業債を該当しているというふうなことでございます。

181ページには地方債の補正の表が出てございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、子育て支援のさらなる充実を図るために、子ども医療費助成制度の拡充を図るものであります。

現行の子ども医療費の助成対象は、満15歳年度末までとなっておりますが、平成26年4月診療分から入院、通院とも満18歳年度末までに拡充をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（河野照郎） 議案第51号につきまして補足説明をさせていただきます。

現行の子ども医療費の助成でございますが、これは平成19年度に中学校までに拡大したものでございます。このたび高校卒業まで拡大することによりまして、対象者の方は420人から535人に増加する見込みでございます。また、このたびの制度拡充に伴います関係予算につきましては、一般会計補正予算（第4号）に計上させていただきましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第8、議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、出雲崎町税条例の一部改正に伴う延滞金の利率の見直しに合わせ、介護保険料及び後期高齢者医療保険料にかかわる延滞金の利率を引き下げるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（河野照郎） 議案第52号につきまして補足説明をさせていただきます。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金につきましては、各条例においてその利率が定められております。本年3月に地方税法の一部改正がなされまして、出雲崎町税条例におきまして延滞金の利率が引き下げされました。このため、介護保険料等に係ります延滞金の利率につきましても町税の見直しに合わせて引き下げるもので、このたび提案いたしました一部改正条例では、その第1条において出雲崎町介護保険条例を、第2条において出雲崎町後期高齢者医療に関する条例をそれぞれ改正しております。

これによりまして、延滞金の割合は平成26年1月1日から現行の14.6%は9.3%に、納期限後1カ

月以内の割合は4.3%から3.3%となることとなります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をされました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の制定につきましては、今回実施を予定しております立石地区農業基盤整備促進事業にかかわる事業経費の一部に充てるため、受益者より分担金を徴収するため、地方自治法第224条及び第228条第1項の規定に基づきまして新たに条例制定をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） それでは、条文につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条では、条例の趣旨を定めてございます。

第2条につきましては、分担金の額でございます。事業費に対しまして、国または県から交付を受ける補助金の補助残の額を超えない範囲で町長が定めることと規定してございます。

第3条の被徴収者の範囲につきましては、この事業において特に利益を受ける者から徴収するというところでございます。

第4条の分担金の納付でございますが、町長が発行する納付書により期日までに納付することを規定しております。

第5条については、被徴収者の賦課に対する異議の申し立て、2項については異議申し立てに対する決定並びに期間について定めてあります。

第6条では、分担金の減免について規定しております。

第7条では、その他必要な事項については、町長が定めるということでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号から議案第62号の平成24年度各会計の決算認定につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第54号の一般会計決算からご説明を申し上げます。平成24年度の一般会計予算額は、当初予算32億8,400万円、平成23年度からの繰越金8,513万円、途中から8回の補正予算で2億8,172万円を追加し、最終予算規模は35億6,572万円となりました。決算を見た場合、歳入総額は35億1,001万9,000円、歳出総額が32億4,110万円となり、歳入歳出差引額は1億590万9,000円となりました。この中には、平成25年へ繰り越す財源といたしまして1,366万2,000円が含まれており、実質支出額は9,224万7,000円の黒字となりまして、これを平成25年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算額では、前年度に比べまして3億7,002万7,000円、9.5%の減少となりました。これは、平成10年度から14年間にわたりまして総額15億円が交付されました県中越地区産業廃棄物処理周辺環境整備事業交付金の終了によるもの、また国の緊急総合経済対策の縮小等による国庫支出金の減少、防災行政無線のデジタル化工事による過疎債の借り入れ減に伴いまして歳入減となりました。

歳入の主立ったものは、多い順から地方交付税が16億1,931万7,000円でトップであり、歳入総額に占める割合は46.1%となっています。次いで町税4億2,155万5,000円、12%、町債4億826万5,000円、11.6%、国庫支出金が2億4,466万3,000円、7%の増となっています。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は8億6,007万2,000円で、歳入全体の24.5%、地方交付税、国庫、県支出金等の依存財源は26億4,994万7,000円で、75.5%と依然と高い割合を示しております。

次に、歳出決算額は、前年度に比べまして2億9,843万3,000円、8.1%の減となりまして、国の緊急総合経済対策として社会資本整備総合交付金事業の減、防災行政無線施設整備事業、石井町の町営住宅建設などの普通建設事業費の減によりまして投資的経費が減少いたしました。

歳出の主立ったものは、民生費では7億5,428万5,000円、歳出全体に占める割合は22.3%でトップとなっています。

次に、土木費の5億8,907万2,000円、前年度比24%減となりましたが、社会資本総合整備事業交付金事業、除雪委託料、石井町町営住宅の建設事業の減あるいは住宅用地造成事業特別会計への繰出金の減などによるものとなっています。

次に、公債費の4億2,985万4,000円、前年度比16%の増となりました。これは、19年度の中越沖地震の影響で20年度に事業繰り越しいたしました借り入れ分と20年度の本借りの2年分の過疎債の元金償還費が3年の据置期間を経て重なって元金返済が開始となったことが急増の要因となっています。

次に、歳出決算を性質別で見た場合におきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は13億3,107万8,000円で、全体の39.1%、3分の1を超えておりまして、前年度比では5.7%の増で、特に公債費が増加しています。投資的経費では、町営住宅建設事業や防災行政無線施設整備事業による単独費の普通建設事業費が5億6,304万4,000円、前年度比33.5%の減となりました。

次に、町債の平成24年度現在高は37億5,524万1,000円となりまして、過疎対策事業債と臨時財政対策債の増加によりまして、前年度比0.6%、2,273万2,000円の増となっています。

財政健全化法に基づく財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられ、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は、本町は特に問題ない数値となっております。

今後は、地方交付税における歳出特別枠の見直し等に対する動向を見据えながら、可能な限り特定財源の確保に努めた中で、政策的、重点的課題に積極的に取り組み、弾力的な財政運営を図っていきたいと考えております。そのためには、今後とも基金を有効活用しながら、重点的、効率的配分に留意をしながら、経常的経費の抑制、行政コストの低減を図るよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第55号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度末における被保険者数は751世帯、1,274人で、前年度より2世帯、4人減少であります。

歳入では、国保税の収納総額は1億652万7,000円、収納率は現年度分が97.7%、滞納繰り越し分を含めると94%となりました。前年度より現年度分で0.4ポイント増加し、全体で0.3ポイント減少しております。その他の歳入では、国庫支出金が1億6,453万4,000円、前期高齢者交付金が1億2,369万4,000円、共同事業交付金が8,852万円の順となっています。

一方歳出では、保険給付費が4億1,812万3,000円で、前年度より2,546万6,000円、6.5%増加をいたしました。また、後期高齢者支援金の6,416万9,000円、共同事業拠出金を6,356万1,000円を支出しています。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額6億5,784万3,000円、歳出総額6億2,293万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも5,491万2,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第56号の介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度末における第1号被保険者数は1,807人、前年度より24人増加しました。そのうち要介護、要支援認定者数は419人で、認定者の割合は23.2%となり、前年度より0.1ポイント上昇しております。

歳入では、介護保険料が1億2,243万9,000で、収納率は99.7%となり、前年度より1ポイント減少をいたしました。また、支払基金交付金が1億9,206万6,000円、国庫支出金が1億8,207万円、県支出金が1億100万4,000円、繰入金金が9,970万6,000円の順となっています。

一方歳出では、保険給付費は6億5,217万9,000円で、前年度より1,566万円、2.5%の増となりま

した。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の増加が主な要因となっています。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額7億744万3,000円、歳出総額6億8,714万8,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,029万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第57号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度末の被保険者数は1,210人で、前年度より7人減少しております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,003万6,000円で、1万2,300円の収入未済がありました。収納率はほぼ100%となっております。また、一般会計からの繰入金1,972万4,000円となりました。

一方歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金5,721万6,000円となっております。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額6,098万円、歳出総額6,000万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに98万円の黒字決算となりました。

次に、議案第58号、簡水事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度は、小木浄水場の機能強化を図るための実施設計業務を行ったほか、平成23年度から予算繰り越しによりまして、やまや団地内の水道管の整備を行いました。また、老朽化した配水管の更新工事により漏水事故の軽減を図り、安定した上水の供給に努めてまいりました。

これによりまして、平成24年度本会計の決算額は、歳入総額2億5,070万9,000円、歳出総額1億9,847万2,000円、歳入歳出差引額5,223万7,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は3,533万4,000円であり、これによる実質収支額は1,690万3,000円の黒字となりました。

次に、議案第59号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額2,002万4,000円、歳出総額1,906万円、歳入歳出差引額96万4,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第60号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度は、出雲崎地区処理場など3処理区の維持管理を実施いたしました。

また、やまや団地内の下水道管整備、平成23年度から予算を繰り越して施工したほか、今後の処理施設の老朽化対策を行うための処理場の現状における機能診断を実施いたしました。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額1億6,584万9,000円、歳出総額1億5,567万9,000円、歳入歳出差引額1,017万円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第61号、下水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成24年度は、久

田浄化センター等下水道施設の維持管理を実施するとともに、浄化センターの運転制御に係る電気設備の更新工事を行いました。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額 2 億2,011万3,000円、歳出総額は 2 億1,385万1,000円、歳入歳出差引額は626万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

最後に、議案第62号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。宅造会計では、やまや団地の造成を平成23年度から繰り越して完成させ、販売のための宣伝広告を行いました。また、街なみ環境開発基金が所有しておりました稲荷町地内の土地の一部を購入して宅地販売したほか、大門地内 J A 跡地の土地の一般会計への売却を行いました。

これらによりまして、平成24年度本会計の決算額は歳入総額で5,402万9,000円、歳出総額は 4,881万8,000円、歳入歳出差引額521万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

以上、一般会計並びに 8 特別会計の決算につきまして説明をいたしましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、石川豊さん。

○代表監査委員（石川 豊） どうもご苦労さまでございます。代表監査委員を務めています石川豊でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成24年度出雲崎町決算審査意見をお手元の意見書に基づきご説明申し上げます。

まず、1 ページをお開きください。第 1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成24年度出雲崎町一般会計決算、平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

以上、一般会計決算を含む 9 会計決算であります。

2、審査の期間。平成25年 8 月 2 日から平成25年 8 月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書

類と照合精査いたしました。

なお、審査に際しましては、関係職員から説明を聴取するとともに、当年度平成24年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考といたしました。

4、審査の結果と意見。審査に付されました一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められました。また、予算の執行等にかかわる事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められます。

一般会計の決算規模は、国の緊急経済対策の縮小により、昨年度より8.1%の減少となっておりますが、実質単年度収支は6,400万円を超える黒字となっております。また、平成24年度は、財政調整基金からの取り崩しを行わなかったことから、財政調整基金残高は22億円を超えており、国、地方を取り巻く厳しい経済、財政状況の中にあって堅実、着実な財政運営が行われております。

経常収支比率は87.5%で、前年度よりも7.4ポイント増加しました。その主な要因は、下水道特別会計公債費の繰り出し財源としていました中越地区廃棄物処理施設周辺環境整備事業交付金が終了したことにより、その分の経常一般財源が大幅に投入された結果であります。

2ページでございます。なお、実質公債費比率については8.7%、前年度に比べ0.7ポイントの増加となっておりますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べます。

特別会計については、全ての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にありますが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べることにいたします。

その指標の項目ですが、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成20年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っていますが、平成24年度決算に係る各指標についても以下のとおり審査を行いました。

まずは、財政健全化指標であります。

なお、財政健全化指標並びにその下の経営健全化指標の表示で白抜き三角マーク、いわゆるマイナス表示の場合、黒字または将来負担すべき負債がないことを意味しますので、まことに恐縮ですが、括弧書きの文言の読み上げを割愛をさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、①、実質赤字比率は黒字となっております。参考数値はマイナス4.26%です。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下国の基準範囲と申し上げますが、11.25%から15%であります。

②、連結実質赤字比率は黒字となっております。参考数値はマイナス9.91%です。赤字である場合の国の基準範囲は16.25%から20%であります。

③、実質公債費比率は前年度より0.7ポイント増加し、8.7%となっております。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっております。

④、将来負担比率はマイナス36.5%で、将来の負担はありません。国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっております。

次に、経営健全化指標であります。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっています。ちなみに参考数値を申し上げます。簡易水道事業特別会計マイナス15.9%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス14.1%、農業集落排水事業特別会計マイナス29.9%、下水道事業特別会計マイナス11.8%、住宅用地造成事業特別会計マイナス50.4%となっています。赤字である場合の国の基準範囲は20%であります。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化策定基準の国の基準範囲の数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はございません。

なお、各比率の算出方法など詳細については、11ページから14ページに掲載してありますので、後ほどご覧になってください。

3ページにいきます。第5次出雲崎町総合計画の基本構想の1つに、活気・活力に満ちた産業のまちづくりがありますが、その中の観光、レジャーについて申し上げます。

平成16年と平成19年に発生しました地震等の風評被害や景気の低迷により落ち込んだ観光入り込み客数も震災復興祈願イベントなどの実施により26万9,396人と災害前の入り込み客数に近づいており、観光資源の掘り起こしを初め、町を挙げての復興に向けた努力が成果となってあらわれてきております。

次に、交付金についてですが、平成24年度は国の緊急経済対策により、住民生活に光をそそぐ交付金、また経済基盤の強化と生活環境の保全を目的とした社会資本整備総合交付金が交付されましたが、政権交代により災害に強い国づくりのための配慮がなされることとなりました。しかし、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であります。今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものであります。

なお、審査の概要は次に述べるとおりでございます。4ページ以降68ページまででございます。引き続きまして、69ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。

(1)、平成24年度出雲崎町街なみ環境開発基金。

(2)、平成24年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成25年8月2日から平成25年8月28日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査しました。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿って適正に運用されたものと認められます。

審査の概要は、次に述べるとおりであります。70ページと71ページに運用状況が掲載をされてお

ります。

また、平成24年度決算審査のまとめとしまして、72ページから最終ページ74ページに記載されておりますので、後ほどご覧になってください。

終わりに、監査を通して感じたことを2点ほど申し上げます。1点目は、今年度から町役場の各課がそれぞれ年度目標を設定しまして日々の業務に当たっているとのこととあります。聞くところによりますと、背景には人事考課の1つの手法として導入したと伺っております。私が評価するところは、目標を設定することにより、職員が問題意識を持って日常の仕事に当たることが期待されるからでございます。さらに、目標を共有することで内部のコミュニケーションが図られるのではないかと考えるからでございます。

2点目は、ここ最近各地公体で事務処理上の不正や横領などが頻発をしております。1度発覚しますと住民の行政に対する信頼を大きく裏切ることになりますので、それが故意であろうが過失であろうがどちらのケースであっても不正や横領ができない組織運営、内部牽制制度の構築、導入等を目指して今まで以上に取組まれることを期待いたします。

また、今ほど申し上げましたこの2点の取り組みを継続することによって、出雲崎町がより精度の高い弾力性をあわせ持つ強靱な組織になることを希望いたします。

以上、平成24年度出雲崎町決算審査意見の説明を終了いたします。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第62号まで議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から議案第62号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第54号から議案第62号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

（午前10時31分）

○議長（山崎信義） それでは、会議を再開します。

（午前10時45分）

◎議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第19、議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第20、議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第22、議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第23、議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第24、議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第25、議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案7件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第63号から議案第69号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第63号、一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

歳出の各款共通のものとして、9月1日からの電気料金の値上げに伴い、各施設の光熱水費の追加を計上しております。また、7月29日からの豪雨災害などによる対応職員の時間外勤務手当も追加計上いたしました。

次に、主な歳出として、3款民生費では、各項目に24年度事業の精算に伴う国県補助金の返還金を計上いたしました。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきましては、NPO法人ねっとわーくさぷらい設立10周年記念事業の記念講演への補助を計上いたしました。2目障害者福祉費では、利用回数の増加に伴う訪問入浴サービス事業委託料を追加いたしました。9目保健福祉事業費では、当初認知症予防教室をやすらぎの里への委託事業として予定しておりましたが、体制が整わなかったことから町直営で改めて実施することになり、費目の組み替えをいたしました。

2項2目児童措置費では、全額国費対応になりますが、保育士賃金の処遇改善のための補助金を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費では、子ども医療費の高校生までの拡大に伴う県単医療費システム改修費を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、担い手農家の作付箇所情報を電子地図化するための農地情報整備委託料を計上いたしました。また、環境保全型の農業への取り組み事業として、一定基準以上の施肥を行うことがメニューに追加されたことによりまして補助金の追加、青年就農支援事業補助金につきましては、2年目、最終年となりますが、引き続き同年同額が補助されます。5目農地費におきましては、町事業主体で立石地区のパイプライン改修のための農業基盤整備工事費を計上いたしました。6目改善センター費におきましては、両センターのトイレ改修の工事費を計上いたしました。

7款の商工費、3目観光費では、消耗品費で観光PR用の紙風船の購入費を、また年間を通じての海浜清掃ということで海水浴場整備委託料の追加を、休憩所心月輪の海側の水路整備などの外構工事費を計上いたしました。

負担金では、きずな、汐風ドリー夢カーニバルの両イベントが中越沖復興基金事業として本年度引き続いて採択されたことによりまして、一般会計分の負担金を減額をいたしました。5目観光交流施設整備費につきましては、目の新設であります、駅前の「旧うしお書店」の土地購入費を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、町内一円の小規模な道路修繕料を、また町道山谷小釜谷線における維持修繕工事費を計上いたしました。3目道路新設改良費では、乙茂集落内、町道街道畑線の用地買収費を計上いたしました。5目住宅費、1項住宅管理費では、やま

や団地分譲地購入者で町外からの夫婦で既に工事着工をされて年内に入居予定で新生活支援金に該当される分の1件分を計上いたしました。2目の街なみ環境整備費では、街なみ整備助成金の追加を計上いたしました。

9款消防費では、住吉町地内の津波避難路の手すり設置工事分を追加計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費では、教育講演会講師謝礼の支払い科目の変更による組み替えを計上いたしました。

3項中学校費、1目学校管理費では、体育館のバスケットゴールの点検を行った結果、落下防止対策の必要性が生じたことにあわせて照明器具や窓ガラス等の落下防止工事に向けての設計委託料を計上いたしました。

14款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費では、国費災害の3カ所の農業用施設災害復旧工事費37カ所の町単復旧工事を、農地災害では国費災害2カ所の工事費、40カ所の町単独復旧補助を、林道施設災害では3カ所の国費災害復旧工事費を計上いたしました。

2項の公共土木施設災害復旧費では、町道下小竹上野山線の災害箇所地質調査委託料を、また7路線の国費災害復旧工事費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、地方交付税、分担金、国県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を計上いたしました。これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億9,648万4,000円を追加し、予算総額を36億7,803万8,000円とするものであります。

次に、議案第64号、国保会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。歳出予算におきましては、11款諸支出金に前年度の精算に伴いまして療養給付費等負担金などの返還金1,447万円を計上いたしました。これらの財源といたしましては、前年度繰越金で補填しております。これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,449万7,000円を追加し、予算総額6億249万7,000円とするものであります。

次に、議案第65号、介護会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、前年度の精算に基づくもので、歳出予算では4款基金積立金803万7,000円を追加、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款諸支出金に国県支出金等返還金及び一般会計繰出金として1,225万5,000円を計上しております。

一方、歳入予算では、8款の繰越金に前年度繰越金を全額計上して、これらの財源としております。これらによりまして、歳入歳出それぞれ2,029万2,000円を追加し、予算総額を7億3,059万2,000円とするものでございます。

次に、議案第66号、簡水会計補正予算、67号、農排会計補正予算、68号、水道会計補正予算につきましては、関連がございますので、まとめてご説明を申し上げますが、このたびの補正は3会計とも9月1日からの電力料金の値上げに伴う影響分について追加計上をしたものでございます。こ

れによりまして、議案第66号、簡水会計では歳入歳出それぞれ補正額33万円を追加し、予算総額を2億424万2,000円、議案第67号、農排会計では歳入歳出にそれぞれ補正額20万円を追加し、予算総額を1億5,600万円、議案第68号、下水道会計では歳入歳出にそれぞれ補正額77万円を追加し、予算総額を1億7,786万5,000円にそれぞれ補正をするものであります。

最後に、議案第69号、宅造会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、深町団地のテレビ共同受信施設を道路改良工事に伴い移設するための工事請負費を新たに計上いたしまして、また出雲崎てまり団地で1件の買い戻しが生じたので、公有財産購入費などの関連費目を追加したほか、やまや団地の完売、前年度繰越金の確定などにかかわる予算補正をいたしました。これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額951万円を追加し、予算総額を4,691万円とするものであります。

以上、一般会計並びに6特別会計につきましてご説明をいたしました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第63号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計関係補足説明させていただきます。

歳出、204ページからお願いをいたします。町長の説明のとおり、職員手当関係の追加につきましては、災害対応というふうなことで必要な事業課が中心になりますが、計上してございます。

続いて、全体的なものとして、これも町長の説明のとおり、光熱水費の中で電気料の値上げ分に対応するものということで追加補正をさせていただきました。一般家庭の規制部門、東北電力は9月1日から8.94%のアップというふうなことで、これは基本料金は変更ないんですが、8.94%使用料に応じて上がっているというふうなことでございます。あと役場、学校関係、これ高圧充電している部門、これは自由化部門でございますが、これは15.24%のアップというふうなことで、関係するそれぞれの施設の中で計上いたしました。ただ、施設多いわけでした、機械的に値上げ部分というふうな部分は計上してございません。全体の中で十分対応できるものは追加補正はしていないというふうな部分で、どうしてもやっぱり大きな施設について通年見通した中で不足する部分を今回計上したというふうなものでございます。

財産管理費、町有林の災害共済保険料、これは申しわけありません、2年間町有林、相田、常楽寺、滝谷を中心にして保険を掛けて、火災保険掛けておりますが、当初予算で漏れていたものでございます。今回追加をさせていただきました。2年間のものでございます。

続いて、統計調査費関係、これは10月1日に行われます住宅土地統計調査の関係で、委託金事業のため国のほうから交付決定で金額が増えてきておりましたので、対応を歳出でさせていただいたというふうなものでございます。

205ページにつきましては、これ民生費、社会福祉総務費で、負担金の中で町社会福祉協議会補助金の追加がございます。これは、社会福祉法人、これは新会計基準に移行というふうなことで、26年度までに新会計基準に移行するというふうなことで、今回追加分については25年度、本年度からちょっと税理士を、途中から税理士に入らせていただいて支援してもらおうというふうな部分で、その部分を補助金で追加したものでございます。

特定非営利法人の10周年記念、これにつきましては11月9日にねっとわーくさぶらいの設立10周年の記念行事といたしまして、記念コンサートが開催されるというふうな部分で、その辺の部分での補助を今回計上させていただきました。

あと障害者福祉費につきましてでございます。障害者訪問入浴サービス、これは利用者が多くなってきたというふうな部分での追加でございます。

続きまして、206ページになります。保健福祉事業費、中ほどになります。認知症関係のものでございます。これにつきましては、町長の説明のとおりでございます。本年度は、直営というふうなことで、委託先、法人を予定をしておりましたけど、対応がちょっと難しいというふうなことで、町の直営事業として実施するというふうなことで今回組み替えというふうなことになっております。

続いて、保健福祉事業費、委託料でございます。地域コミュニティーセンター事業委託料、これは人件費分の減が見込まれるというふうなことで今回減にしております。

207ページ、児童福祉費の関係であります。これは、巡回指導報償追加というふうなことで、これは臨床心理士保育園のほうに入ってもらっておりますが、回数が増えたというふうなことで今回追加をさせていただきました。

それと、児童措置費のほうの保育士等処遇改善の補助金でございます。これは、県の安心こども基金からの全額負担の事業というふうなことで、トンネル事業になっておりますが、保育園の保育士さんの処遇改善というふうなことで、保育士さんの人件費に直接交付される補助金と、交付金というふうなことで今回計上してございます。

続いて、208ページをお願いいたします。保健衛生総務費関係、これにつきましては子ども医療費の拡大を図る部分で関係する受給者の台紙代、封筒、電算改修、その辺の部分を計上してございます。

209ページ、農林水産業費関係でございます。農業振興費の委託料、農地情報整備委託料、これにつきましては大規模な担い手農家が手がける受委託の関係で、その部分を地図化をするというふうな部分でございます。それを国のほうに提出するようになります。要は、出し手、受け手、出し手の部分で特に交付金等の関係、支払われるケースがあります。その辺の部分の条件として、資料として地図を提出することになっております。今回全額国庫の間接補助でこの関係する電子化する整備費が交付されるというふうなことで今回計上というふうなものでございます。

それと、負担金、補助関係であります。環境保全型農業直接支援事業補助金というふうなことで、これは環境保全型のもので現在スタートしておりますが、今まで有機農業なり、冬期の湛水、江の設置の部分がございました。さらに、堆肥せよというふうなことで、25年度から新規のもので、一定の量以上の堆肥を施肥されて管理されている方についても新しい事業で認められる、交付金で認められるというふうなことで、今回追加計上されたものでございます。

続いて、青年就農支援事業補助金、これ2年目になります。今沢田に移られましたけど、佐々木ご夫婦さんが青年就農支援というふうなことで本町で農業を始められた部分に該当するもので、2年目というふうなことで、今回で終了になります。今回交付というふうなことでございます。

農地費の15節の工事請負費関係、立石地区の農業基盤整備促進工事、これ分担金条例等をお願いしてございますが、これは町長の説明のとおりでございます。パイプラインの改修というふうなことで、国が55%、町が15%、受益者が30%というふうなことで、町が事業主体で実施する事業でございます。

6目の改善センター管理費についてであります。施設修繕料追加というふうなことで、これは八手センターの入り口、ガラスドアとの入り口、ほんの少ない段差なんですけど、その部分がちょっと段差があるというふうなことで、スロープを用意するというふうなことでございます。

それと、改善センターのトイレの改修でございます。実は、今回西越センター、八手センターとも和式のものでございますが、それを洋式にそれぞれ一つずつ改修というふうなことで今の時代、また管理人がおりますので、洋式についてウォシュレット、暖房便座に今回取りかえるというふうなことで、なかなか管理人がいない施設ですと管理が難しいんですけど、管理人さんがいらっしゃいますので、せっかくトイレ改修というふうなことになりますので、暖房便座のウォシュレットを用意したいというふうなことで今回改修工事を上げております。

続いて、210ページの3項水産業費、これにつきましては特別会費ということで県の協会から追加で負担金が来ております。

211ページ、商工費についてであります。観光費については、これは消耗品、これはPR用の紙風船がなくなりまして、今回追加で購入というふうなことで1万5,000枚の購入ということでございます。

あと観光費、委託料、これは海水浴場の整備委託料、本年から国庫補助事業の該当としております。海水浴のシーズン終わっておりますけど、通年というか、時期をずれてもとにかく海浜を整備するというふうなことで、今後残りの事業費の分の追加というふうなことでございます。

15工事請負費、心月輪の外構工事、これにつきましては脇から裏にかけての土どめ、また水路の整備というふうなことで今回計上してございます。

あと19節汐風ドリー夢カーニバル、きずな関係につきましては、これは承知のとおり、当初単独事業費、起債事業で見えておりましたけど、負担金につきましては全体が2つともこれ中越沖復興基金

の事業で対応可能というふうなことで一般会計からの負担金分が減になるというふうなことでございます。天領の里管理費の公衆便所の関係の委託料の減でございます。これは、入札によりまして既に設計管理はスタートしておりますが、今回当初設計と管理別々に見ておりましたが、工事発注同時に1つの中へ組み入れて実は実施いたしました。そうしますと、管理部門も含めて金額的に落ちたもので、今回管理業務は不要になったというふうなことで、当初の設計部門だけの金額で設計管理が可能となったというふうなことで、今回管理業務分は減額というふうなことでございます。

続いて、観光交流施設準備費でございます。これは、目の新設でございます。これは、駅前の旧うしおの土地を購入というふうなことでございます。面積的には、ちかた大門になります。面積は92.08平米でございます。これを購入してというふうな部分でございます。

続いて、212ページ、道路橋りょう費関係でございます。道路維持費につきまして、今回また道路修繕と追加で町内一円200万円追加してございます。立ち木の伐採、これは町内でちょっとかぶさっている部分の伐採の分を計上いたしました。道路修繕工事費の追加、これは山谷小釜谷線の道路側溝の改修を計上してございます。続いて、道路新設改良費、町道用地買収費追加というふうなことで、これは議会にも資料出ておりますけど、乙茂の宇奈具志神社というか、集会所に入っていくあのカーブのところちょっと厳しい状況にあります。その部分、街道畑線の拡幅というふうなことで用地買収費を計上してございます。

続いて、213ページ、住宅費でございます。住宅管理費につきましては、これはやまや団地で新生活支援金がお一組ということで、33歳、32歳のご夫婦が該当になってございます。これは、つまり団地のときから制度的に設けたものですが、4年以内に建物建てていただくというふうなことで、もう既に分譲と同時にもう建物建てられている方になります。4年以内に建物を建てて、どちらか40歳以下というふうなことまたは中学生以下の子供がいらっしゃる世帯というふうな条件の中でございますが、これは該当する方でございます。

街なみ環境整備費につきましては、街並の住宅改修の助成でございます。当初4件で予定しておりましたが、今6件の見込みというふうなことで追加を計上いたしました。

続いて、消防費の防災対策費でございます。津波避難路の整備工事、これは住吉町、出雲崎町保育園の脇に避難路として昨年24年度に整備いたしました。様子を見ておりましたが、やっぱりどうしても手すりが必要というふうなことで、亜鉛メッキの塗装で30メートル分、避難路は50メートルでございますが、30メートル分の部分について手すりを設置するというふうなものでございます。

続いて、214ページ、教育費でございます。これは、町長の説明のとおり、組み替えでございます。個人の謝礼というふうな講演会予定しておりましたが、会社との契約というふうなことに変わります。組み替えというふうなことでお願いします。

それと、215ページの中学校の学校管理費の屋内運動場の非構造部分の落下防止改修工事設計業務委託料、これは町長の説明のとおりでございます。バスケット板がありますが、それがちょっと今

検査したら状態的によくないというふうなことで、あとアリーナのフェンス関係、これについても余りいい状態ではないというふうなことで、全体的にどうするかというふうな部分の設計業務を今回計上させていただいて、それによってどういうふうな改修を今後していくかというふうな部分のものでございます。

続いて、216ページ、バレーポール用の体育施設修繕は、これは破損による交換でございます。

災害復旧費関係につきましては、農業用施設災害復旧費、これにつきましては土地改良事業団体連合会からの積算システムの使用というふうな部分の関係する部分のせてでございます。

それと、工事請負費、高額のっておりますが、これは農業用施設災害復旧工事というふうなことで、常楽寺、上中条、乙茂の本工事分で今回追加というふうなものでございます。あと町の単独での農業用施設災害の補助、これにつきましても町内は37カ所というふうなことで今回追加でございます。

あと農地災害につきましては、これは上中条、乙茂の農地災害復旧工事で1,000万円のっております。あと町単独で町内40カ所というふうなことで300万円予算の追加というふうなことでございます。

林道施設災害復旧、これは補助分の本工事でございます。船橋田中線、大津登ノ入線、常楽寺線のこの3路線について本工事の復旧というふうなことでございます。

公共土木施設については、工事部分についてはこれは7カ所でございます。市野坪線、下小竹上野山線、乙茂久田線、上中条久田線というふうなことで、いずれもこれ資料のほうで出てございますので、ご確認をお願いしたいと思います。ただ、災害復旧につきましては、これから国の災害査定が9月から10月にかけてあります。したがって、それによってまた事業費は変動する可能性もあるというようなことで、今はもくろみの段階で全体で載せてあるというふうなものでございます。

歳入、198ページをお願いいたします。地方交付税関係でございます。今回の補正予算での財源対応というふうなことで計上してございます。15年度の普通交付税の決定分につきましては15億3,300万円程度となっております。それで、当初が13億1,000万円。特別交付税が3,500万でございますので、その辺の部分で13億1,000万でございます。留保として2億2,300万円ぐらい実は交付税で留保がございました。ただ、今回で災害部分大分費用というふうな部分が出ております。その辺の部分で今回交付税を充当させてもらっているというふうなものでございます。

分担金関係につきましては、農地災害50%で計上してございますが、これも先ほど申し上げましたが、最終的には激甚指定になりますので、高率補助率増嵩というふうなことで95%ぐらいまで上がるのではないかと思います。ただ、当初は50%でこの予算は上げてございます。というのは、受益面積、その辺によりまして補助率が全部変わってくるというふうなことで、新たに計算し直しての補助率増嵩というふうになります。林道施設については、これ補助率、公立補助はもう金額決ま

るんですけど、農地、農業用施設についてはこれからの作業になるということで、まだちょっと不確定なので、当初は50%の予算として上げさせてもらっております。立石地区の農業基盤整備、これはパイプラインの関係でございます。受益者負担金分の30%を計上してございます。

それと、下のほうの公共土木施設災害復旧費の国庫負担金でございます。これは決まっております、66.7%が国のほうから補助金というふうなことになります。これは、公共土木は激甚でも補助率増嵩には該当今回はしておりません。すき間について起債が、災害復旧事業債を充てているというふうなことでございます。

続いて、国庫補助金の農業基盤整備促進事業補助金、これは立石地区のパイプライン、国の55%分の歳入でございます。そのほか県支出金につきましては、安心こども基金の関係。これは、保育士の賃金の処遇改善ということで、100%入ってきております。

あと農林水産業費の県補助金につきましては、先ほどの歳出の関係で青年就農支援金等について歳出に連動したものを計上してございます。

あと教育費の県地域に根差すキャリア推進事業補助金、これにつきましては歳入だけの計上でございます。既設の教育講演会の講師謝金等、そういうふうな部分が歳入のほうで該当するというふうなことで、歳入が今回上がっております。

あと災害復旧県補助金、これにつきましては農業用施設災害復旧補助金でございますが、これは65%国費でございます。これも補助率増嵩で今後上がるというふうなことになります。

続いて、200ページお願いします。農地災害復旧補助金、これは町単独分でございます。失礼しました。農地災害復旧、これは農地災害、これは県支出金で50%の補助で町が受け入れるものでございます。あと林道施設もこれ県の災害復旧で受け入れるものでございますが、林道につきましては89%の公立補助というふうなことで、本来50なんです、補助率増嵩によりまして89%まで国庫補助が上がるというふうなことで、今回はこれ89%で計算してございます。農業施設、農地については、今後の計算になるということで50%で計算をしてございます。

あと18款寄附金についてでございます。これは、住友不動産のほうから8月に寄附をいただいております。観光関係にというふうなことで、観光関係につきましては昨年に引き続き2回目でございます。実は、3回目で実際ございますが、23年に災害関係にというふうなことで1回500万いただいておりますので、3年連続というふうな寄附をいただいております。

201ページ、繰入金につきましては、これは先ほどの天領のトイレの改修の管理費が減になった分繰入金を減してございます。あと特別会計の繰入金につきましては、介護会計の精算。住宅用地につきましては、これは8区画完売した部分の追加分を整理したものの繰り入れの追加というふうなものでございます。

202ページ、繰越金でございます。今回追加補正で全額繰越金、一般会計につきましては24年分の繰越金については全額計上してございます。

諸収入につきましては、精算に伴うものでの受け入れでございます。

町債につきましては、災害復旧関係でございます。これは、補助の関係で、その事業費とのすき間に災害関係の起債を充てているというふうなものでございます。

195ページ、これは今ほどの災害の部分での地方債補正の第2表でございます。農林水産業施設災害復旧費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、激甚指定になりますので、起債を起しておりますけど、最終的には補助率は上がりますので、起債のほうもまた変更して小さくなるというふうなものでございます。

以上、一般会計関係、そのほか人件費の調書等、起債の調書等ついておりますけど、それは省かせていただきますが、一般関係の補正の関係、以上でございます。

○議長（山崎信義） 次に、議案第64号及び第65号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 続きまして、議案第64号の国保会計の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算（第1号）の170ページお願いできますでしょうか。このたび歳出の主なものでは、この11款1項3目の償還金でございますが、24年度の国県支出金の返還を追加しております。療養給付費等の負担金につきましては、当該年度の見込額で交付を受けまして、翌年度精算するという事になってございますが、平成24年度につきまして過大交付となったものを本年度返還するというものでございます。

次に、168ページ、歳入のほうをお願いいたします。12款繰越金に1,431万7,000円を追加して返還金の財源としております。これによりまして、繰越金の留保額は4,059万3,000円ということになります。

国保会計は以上でございます。

続きまして、介護会計の補正につきまして説明をさせていただきます。175ページお願いいたします。このたび前年度の精算に伴いまして、4款基金積立金に介護給付費準備基金として803万7,000円を追加してございます。これによりまして、同基金の年度末残高は1,556万5,000円となる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 次に、議案第66号から第69号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、まず議案第66号から議案第68号につきましては補足することはないでございます。

最後の議案第69号、宅造会計につきまして補足説明をさせていただきます。歳入の192ページからお願いをいたします。1款財産収入の土地売却収入追加につきましては、出雲崎てまり団地の再販

売による収入見込み342万7,000円と、それから完売いたしましたやまや団地の収入で、当初予算の段階では予定しておりました面積よりも確定測量した段階で35平方メートルほど増えた分の販売価格ということで44万4,000円を追加をいたしましたものでございます。また、再販売するてまり団地の場所につきましては、てまり団地の正面のあのメイン道路を上った一番上のところの12の2の区画でございまして、面積が314.44平方メートルでございます。また、今回の再販売価格につきましては、やまや団地の販売価格でございますので、これとのバランスを考えまして、1平方メートル当たり1万900円、坪単価で約3万6,000円の価格帯で販売をしたいというふうに考えております。

次の2款繰越金につきましては、483万9,000円と高額になりましたけれども、このうちの455万1,000円がやまや団地の造成工事として平成23年度予算を繰り越して執行いたしました精算の残りの金額でございます。

3款諸収入の1目雑入は、今年度施工いたします町道大釜谷西線の道路拡幅工事に伴いまして、深町団地のテレビ共同受信施設のアンテナケーブルが移設をすることになったことによります補償工事費になります。この金額ですけれども、金額が下のページの歳出、1款1目15節の120万円と合っておりませんけれども、アンテナ施設の経過年数によります減耗相当額が控除されることによって金額が異なっております。

最後に、歳出で、今ほどの15節の工事請負費の下17節公有財産購入費でございますが、てまり団地の先ほど申し上げました12の2区画の買い戻しの価格でございますが、この買い戻しにつきましては当初契約の金額となりますので、1平米当たり9,100円、坪相当で3万円で買い戻すということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第69号までの議案7件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第69号までの議案7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第63号から議案第69号まで議案7件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

（午前11時28分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

◎決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員が、予算審査特別委員会におきましては委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第70号 教育委員会委員の任命について

議案第71号 教育委員会委員の任命について

○議長（山崎信義） 日程第26、議案第70号 教育委員会委員の任命について、日程第17、議案第71号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号及び議案第71号の教育委員会委員の任命につきまして一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第70号につきましては、現在教育委員をお願いしております木川勇三委員の任期が平成25年10月17日をもって満了となります。木川委員は、今まで5期20年余りの間委員及び委員長として教育行政にご尽力され、豊富な経験を積まれましてこられた方でありますので、引き続き委員をお願いしたくご提案を申し上げる次第のものでございます。

続いて、議案第71号につきましてご説明申し上げます。同じく委員をお願いしております棚橋正吾委員は、現在1期目で、木川委員と同様平成25年10月17日をもって満了となります。棚橋委員は、長年教員として公の教育に携わり、教育行政にご尽力されてこられましたので、その経験を生かして引き続いて委員をお願いをいたしたくご提案を申し上げるものでございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。

最初に、議案第70号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号及び議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号及び議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第70号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 全員起立です。

したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時36分）

第 2 号

(9 月 18 日)

平成25年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年9月18日（水曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中野勝正 議員

○議長（山崎信義） 最初に、2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） おはようございます。トップバッターということで、私のほうで一般質問させていただきます。

私は、今回小中一貫教育についてお尋ねさせていただくわけでございますが、私平成21年の3月定例会においてこのような内容で一般質問をさせていただいたということではありますが、そのときの教育長の答弁でありますと、三条市が推し進めている小中一体型の一貫教育は、現状では考えていないと。しかし、今まで以上に小中連帯と地域とのかかわりを密にしながら、町の子供の未来を見据え、よりよい教育を推し進めるといような答弁をいただきました。それを踏まえまして、私は再度質問させていただくわけでございますが、義務教育9年間を継続した期間としてとらえ、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある学習指導、生活指導を行うとともに、教職員や児童生徒が連帯、交流を深めることにより、小学校と中学校が共同して系統的、持続的に教育活動を行うものと理解し、私は一貫教育を進めたらよいと考えているわけであります。

行政、教育長、教育委員会としてどのように考えているかを5点にわたって教育長にお尋ねするわけでございますが、その前に私なりのなぜこのようなことを2回にわたって質問するかということでございますが、今当町において、全国的にもそうですが、今後の人口減少社会に対応した教育のあり方ということで、新潟県がどのようになっているんだかと。その中で、当然減少、子供の数が減っているわけでございます。

そのために、先般8月の27日ですけれども、私ども町村会議会研修というのがありまして、そのときの講師であります新潟県の教育長、高井さんという方から講演をいただきました。その中で、講演の中でいろいろあったわけでございますが、計画的にはだんだん少なくなっていると。その中で1つ懸念されることは、幼稚園から小学校卒業するまでにおいては新潟県、全国的にもそうみたいですが、学力のほうは全国よりも上がっているんだそうでございます。

しかし、中学校に行くと、小学校として送る側のほうはある程度の平均値を上回ったので送るわ

けですが、中学校へ行くとは今度はだんだん右肩下がりに下がっていく傾向があるというようなことは、どういうことかなということになっていると。それを踏まえた中で考えますと、やはり私は小中を一緒にやって、きめ細かにできたほうがいいのではないかなと。

それともう一点は、当町においては子供だんだん少なくなってきて、トータル的に小中合わせても300人ぐらいの規模かなと。私どもが小学校、中学校へ行ったときには、中学校の場合は500人以上がいたし、小学校のほうは年齢も年齢ですので、私は上校舎というところで小学校300人、下校舎も150人、また海岸のほうもまたそのようなあって、それで対応したんですけども、今後、ちょうど私どものやりやすい環境を言いますと、小学校1つ、中学校1つというようなことがなっておりますので、すぐこういうものはやれと言ってもできることではないですので、計画的な段階を据えながらやったほうがいいのではないかなという提案の中でさせていただきました。

その中で、まず最初は、今私のお話しした中で1番としましては、当町の現在の取り組みを教育長からお聞きしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、中野議員のご質問にお答えいたします。

議員の言われますように、小中学校の9年間を連続した期間と捉えて小中連携の取り組みとしての小中一貫教育は、子供たちの学習指導を初めとして、情操面あるいは道徳あるいは生徒指導面において確かに有効な教育の1つと考えております。

その形態は、国の調査、国の調査は文部科学省でありますけども、小中連携に関する取り組み概況によりますと、小中一貫教育も校舎は別々であったり、また一体であったり、小中連携の形態は極めて多様な形であると言われておるところであります。

最初のご質問であります、当町の現在の取り組みというようなことであります。現在町では、先般21年の3月のときに答弁いたしましたように、小中が連携した教育を町の教育の中核として据えて推進しているところであります。本町は、ご承知のとおり小中学校が各1校でありまして、そういう意味で連携しやすい状況にございます。

そこで、小中学校のそれぞれの特性あるいは独自性を生かした中で、学習面や生徒指導面を中心にお互いの共通課題を認識したり、いかに共同して解決に当たり実践するか。そして、そこに教育委員会も参画するなどして、学校、教育委員会、そして地域との連携を重視した教育を図っているところでございます。

そのような中で、小中のつながりというふうな面から考えれば、中学校の英語教員を小学校に派遣したり、特にまた小学校では年間延べ500人近い地域の方々からご協力をいただき、地域に根差した教育を行っておるところであります。

今ほどのお話にありました学力の面であります、小学校のほうは非常に中学校よりも比していいと。それが中学校に行くと右肩下がりというふうなそういう状況にあるという県の教育長のお話

を引用されましたけども、当町は先般の全国学力テストにおいては全く逆方向であります。そんな中で、いろいろその学年、年次によって違うでしょうけれども、そういう状況にあるということをもたひとつお話しさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 当町小学校、中学の先生方非常に頑張っているというような教育長の答弁ですので、理解させていただきました。

2番目の学習指導要領に基づく9年間連続した教育課程の編成について教育長の考えがどのように持っていられるかお聞きします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 学習指導要領に基づくまず9年間の連続した教育課程の編成であります、中野議員もご承知のとおり、公立の小中学校の教育課程の編成は、特例以外は必ず国の学習指導要領に基づいて編成しなければならないということになっております。

本町もそれに準じておるわけでありますが、その指導要領の内容は子供たちの発達段階に応じてそもそも9年間を見通したものになっております。ただ、中学校入学後、一部の子供でしょうけれども、学習面や学校生活面でなじめない、いわゆる中一ギャップというふうな言葉で表しておりますが、そういうことも起こり得ることがあります。その解消のために小中連携は有効な手だてでありまして、またその9年間接続した教育課程の編成は重要なことと受けとめております。

私は、そういうふうな接続したものを確実につないでいくのが教師の大事な役割であり、使命だと考えております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今2番目の件については、これもなかなか素直に私のほうからやられているなというふうに感じております。

その中で、これは今、現の与党、自民党の与党のほうからは、5月ごろでございまして、これ決定じゃないんですけども、このたびの政府のほうに自民党からの答申というんですか、を上げた中では、5歳から小学校入学をどうかなということと国として小中一貫も検討したらどうですかというような答申が与党自民党のほうから政府のほうに働きかけてあるのが新聞で報じられたのを記録しております。

そういうふうなことになった場合、3番目に入りますが、小中一貫教育カリキュラムを今の段階で当町の教育委員会として考えられるのかどうなのかお聞きします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 小中一貫教育カリキュラムの作成であります、前段に5歳からの入学あるいは小中一貫教育のそういうふうな答申、先々のことでありましようが、その件について私もやは

り十分ないわゆる検証を踏まえた中でなされるべきだと、そのように考えておりますし、法的にそれが確実に位置づけられれば、当町の教育委員会のみならず、全国の教育委員会でそれに準じてまたやらなきゃならないことかと思いますが、今の段階では云々を申し上げるところではないかと思っております。

それで、内容であります、町の小中学校の教育が今以上に深められまして、発展的、継続的になるよう現在平成26年度、来年度からでありますけれども、実施に向けて小中両校、当町の小中両校及び町の教育委員会とで現在国の学習指導要領に準拠して子供の発達段階を考慮した指導の基本的な考え方、そしてまた指導方法等を検討、作成中でございます。具体的には、学習指導、生徒指導あるいはまた特別支援教育の分野でありますけれども、子供の特性を考えて次のように区分を設けて考えて今検討中であります。

1つは、小学校1年から4年の4つの学年を1つの区分、それから小学5年から中学1年の3つの学年を1つの区分、そして中学2年、3年の2つの学年を1つの区分としております。下から言えば、4、3、2というふうな形でありましょか。これは、あくまでも子供の発達段階を考えたねらいや指導方法の区分とお考えいただきたいと考えます。国の学習指導要領の教育課程、いわゆるカリキュラムを変更するものではございません。現状では、またできるものではありません。このように区分を体系的にとらえることによって、より系統的、より接続した指導ができるものと考えております。また、指導の考え方や指導方法を作成して終わりではなくて、やはりこれからが問題で、教師の強い創意、活力ある指導を期待するものであります。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今教育長の説明の中で、私もこの小学校1年から4年、それから小学校5年から中学1年、中学2年から中学3年と3つのほうに分かれる。これもなかなか全国的に見てもすばらしいなという考えに今至っております。

それでは、4番目の小中学校の児童生徒や教職員の交流について今現在どのようになっているか、また今後どのようにそれを持っていかれるかを教育長にお聞きします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 児童生徒や教職員の交流についてであります、まず児童生徒の交流につきましては、1つはいじめ根絶事業、いじめは非常に社会的な問題になったりしておりますが、これ県のほうで位置づけて、必ず各校でこういう事業を通していじめを根絶するというふうなそういう事業でありますけれども、それぞれの内容は独自に各学校に任されているところであります。

そんな中で当町は、小学校6年生と中学校の生徒会の役員が相互に学校に行きまして話し合い、意見を交わしている、こういうふうな事業が1つございます。

それから2つ目は、こども未来の夢体験、これ日本を代表する世界的な方々を講師に招いております。その話を同時に聞く機会を設定しておりますが、これは理解に学年差はあるでしょうが、講

師の体験とか同一の理念あるいは話を小中の子供が一緒に聞くということは、やはり私は教育の一環というふうな面では非常に大事な、有効な機会ではないかなと、そのように考えております。

それから3つ目は、小学校6年生の中学1日体験入学でございます。これは、子供たちが特に期待や緊張感あるいは新鮮さを持つことは、私は子供の成長過程に極めてまた大切であろうかと。そういうふうな交流を通して児童生徒の形はございます。

次に、教職員の交流では、1つは教員の合同研修会、授業参観をした後の授業討議等を年間7回実施しております。児童生徒のその実態把握あるいはその実態に基づく指導のあり方等を検討する機会を教職員の交流を通して設けてあります。あるいは小中合同関係保健委員会の開催で、そちらのほうで、またこれは行政の保健のほうも入っていただいて小中合同学校保健委員会を開催し、あるいはまた両校のいわゆる共同課題、共通の理解のもとで事業を行っているのがあいさつ運動、あるいは早寝早起き朝ごはんのその推奨事業を両校で共通課題として実践していると。そういうふうな交流を通して教職員はございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） なかなかやられていられるなというふうなことで理解しているんですが、私の中ではもう一つ前に出ていただいた中で、小学校5年、6年の高学年も中学校のなじみになっていくようなことも含めてやっていただいたほうがいいのではないかなと、そういうふうを考えますし、もう一つは先生の関係でございますが、私どももそうでしたけども、小学校から中学へ行くと、今現在もそうですが、単位ごとの、中学へ行きますと国語先生1人、数学1人というような単位になっていると。その単位の中のやはり中学の先生が小学校の5年生、6年生の授業を1回でも教えられて、そうすると子供たちがそれを「ああ、中学校というのはこういう授業なのかな」というような認識を持てるか。そういうふうなものも教育委員会として考えていただけるようにできるかどうか。その辺の考えは、教育長どうでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 前段の小学校5年生、6年生のいわゆる高学年を中学校にもっと交流をさせるというふうなご意見でありましょうが、このことも小学校及び中学校のその特性を考えまして、さらに何ができるか検討してまいりたいと考えます。

それから、中学校の教員をさらに小学校に入れて授業等で活用できないかというふうなそういうふうな、あるいはまた逆もあるでしょうけれども、そのことについては現在の国の免許法の形では、例えば小学校の免許状がなければ中学校の教員であったとしても教壇の中心となって教壇に立てないというふうなことがあります。じゃ、何ができるかという、やはりチームティーチングのような形しかできないわけではありますが、それもある程度のそういう形ができるということも考えられますし、またできないというふうなことを考えたときには、何が障害かというようなことを考えたら、中学校の実際授業を持っていると。いろんなまた公文書があったり、それが1時間、2時間と

れるかどうか、それはその状況に応じてでしょうけれども、そういうふうなネックもあつたりするところのことも考え合わせてどんな形が、またそれも本当にできるのか。当然今までも考えてきたわけでありましてけれども、そういうような中でやはり中学の教員は中学校の特性をまた持ったり、小学校の特性を持ちながらそういうふうなどんな形ができるか、それも議員おっしゃるように課題の1つかなと、そのように考えております。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今の教育長のお話の中で、私なりに理解させていただきました。

5点目に入りますが、最後のことで、関連でございます。小中一貫教育の実施については、今後どのような総体的な考えになりますか。今後どのように教育長、また教育委員会として考えていられるか。また、あわせて町行政としてもどのように考えていられるかを聞かせてください。

お願いいたします。

○議長（山崎信義） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 最後のご質問、小中一貫教育の実施のどうだかというふうな考えを求められておりますが、中野議員さんが児童生徒が1つの校舎で学ぶ完全一体型の小中一貫教育を考えておられるのかどうかわかりませんが、完全一体型の小中一貫教育とした場合に、現在の学校施設面では普通学級や特別教室の不足、今の現状の小学校の学級数、中学校の学級数、現状の教室というようなことであります。そういうふうな特別教室等の不足あるいは小中で異なる、建築基準法による校舎の大規模改修、そういうふうなものが必要ですし、そしてまた保護者、地域の意向把握などを初めとして、多くの課題があります。そんな中で、現状のままで小中9年間でより密接となり、また連携した教育が進められるよう考えております。

なお、先般、9月5日でございますが、この件について教育委員会に諮りましたが、やはり同様な意見でございます。

以上お話ししましたことをもとに、学校、家庭、地域が一体となって小中連携を進展させ、より小中が充実した教育になるよう推進してまいりたいと考えています。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ただいまの教育長の答弁の中で、私も今後ともまた小学校、中学校の生徒、また先生方の交流を深めていただきながら、町の宝ですので、一生懸命に頑張りたいと思います。ということで結びで、これで私の質問を終わらせていただきます。

◇ 仙海直樹 議員

○議長（山崎信義） 次に、6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私から旧JAの跡地の今後の利活用について質問をさせていただきます。

この旧 J A の跡地の利活用につきましては、平成24年3月に検討委員会より答申が出されたわけでございます。この答申を提出されるに当たり、検討会のメンバーの方、議員もこの中に何名か含まれておりましたが、およそ20名、前段での幹事会、重複する方もおられますが、22名の皆さん、そしてオブザーバー、担当課、30回以上の会議を開催して検討を重ねてこられたことに長期間大変お疲れさまでしたということで感謝申し上げたいと思いますし、今後はこの答申を踏まえた中で進めていかれるのではないかなというふうに思っておりますが、この土地の利活用については議員からも幾度となく町長に方向性を伺ってきたわけでございますが、ようやくと申しますか、ついにと申しますか、平成25年のこの7月29日の全員協議会の町長の行政報告の中で旧 J A 跡地の利活用について町長より方向性が示されたわけでございますが、そこでまずこの土地の利活用について、購入されたときの経緯からご説明をお願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問にお答えをいたしますが、J A 跡地の購入の経緯につきましては、今さら私が申し上げるまでもなく、議員各位それぞれの皆さんからご理解をいただいておりますので、割愛をさせていただきますが、この第1点目のうしお書店の物件を購入する目的ということでございますが、この旧うしお書店の購入につきましては……

○議長（山崎信義） 町長、今ちょっと質問が違います。町長、いいですか。

町長。

○町長（小林則幸） 要旨には、うしお書店の取得ということでございましたし、経緯についてはご理解いただいていると思いましたが、改めて質問にそうすればお答えをいたします。

この J A 跡地につきましては、申し上げるまでもなく、もう既に皆さんご承知ですし、議会のご承認をいただいているわけでございますが、いわゆる平成19年の中越沖地震によりまして旧 J A 建物が崩壊と申しますか、使用に耐えないということであの場所を撤退をされました。それにつきまして、この跡地について町として取得する意思はないかというような話もございました。そういう観点からいたしまして、皆さんともお諮りをしながら、この駅前地区の振興とかあるいは立地条件からいたしても町の中心地でございますので、それらについてやはり取得すべきではないかということで取得をさせていただきました。これにつきましては、皆さんも既にご承知のように約2,300平米、そしてまた2,100万程度の取得費で購入をさせていただきました。

その後、今仙海議員さんのお話にもございますように、平成22年から旧 J A 跡地の活用検討委員会、幹事会を発足いたしまして、2年間にわたり検討してまいったわけでございますが、答申もいただきまして、それを集約をいたしながら、今お話がございましたように、そういうものの総括をしながら今後どう活用するかという基本的な考え方を申し述べさせていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） では、この跡地の今後の方向性というものでございますが、今ほどちょっと私の通告書とちょっと行き違いがあつて大変失礼しましたが、まず3点お伺いする前に、まずこの今後のJ Aの跡地の方向性について町長はどのようにお考えか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） J A跡地の活用方法につきましては、結論的に申し上げますと、私はあの土地に子育てに優しい、いわゆる若者誘導的な集合住宅を建てたいという考え方でおります。2LDあるいは3LDを兼ね合わせましたところの大体……まだこれから詰めてまいるんですが、木造建築で3階建てというような、若者にいわゆる期待の持てるような、趣旨、この地域にふさわしい集合住宅を建てて皆さんからおいでをいただきたいというような方針で今検討を進めておりますし、それにつきましてまた皆様方の率直なご意見も承ってまいりたいというように思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 前段に申し上げました7月29日の全員協議会の中で若干行政報告の中で町長お話しされたときに今のお話も伺いました。その前に直売場の件、そしてサークル等の購入の場というようなお話も出されたろうというふうに記憶しておりますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目、ちょっとまた質問前後しちゃうわけでございますが、私はやはりこのJ A跡地の取得に当たりましては、今申し上げますような皆様方のご意見もう十分加味しながら、直売場あるいはそこにおけるいろいろな施設を考えておたつたわけでございますが、その後このうしお書店の取得という問題出てまいりました。これは、J A跡地を取得する前にああいううしおさんの、玄関口に、正面に位置する書店がございましたし、ちょっと町の玄関口には余りちょっとふさわしくないと。ああいう姿をそのままにしたらうまくないという町民からの強いいろいろなご意見も伺いました。そういう観点から、今うしお書店の住宅を、土地を取得されている方に折衝をしたわけでございますが、その時点ではちょっと難しいという返答をいただきました。その後、町もその壁面を活用いたしまして、いわゆる町のPR、いろいろな面で活用してまいつたわけでございますが、ここに参りまして所有者からひとつその土地、場所を譲りたいというご意向もございまして、今回の9月定例会にも提案をしております、皆さんからもご理解いただいたわけでございますが、取得できるということになりましたので、出雲崎町の玄関口等のイメージアップ、一等地としての町の観光情報発信拠点として活用したいということで今計画も進めております。

また、申し上げておりますように、かつて旧駅前公民館があつたわけでございますが、その場所を拠点にいろいろな皆さんがサークル活動を展開されておたつたわけでございますが、老朽化して解体をしたということに至つたわけでございますが、その後やっぱりそういう皆さんから近くにやっぱり駅前地区にもそういう施設が欲しいというような要望もございましたので、今うしお書店跡地

につきましては、申し上げておりますように、いわゆる出雲崎町の観光情報発信基地あるいはいろいろのサークル活動なりあるいはいろいろな皆さんが気軽に立ち寄っていただいて、いわゆる憩いの場、交流の場、あらゆる観点から多目的に活用してまいりたいということで今また計画も立案をしつつあるというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 今うしお書店の跡地という話が出ましたが、今の町長のご答弁ですと、うしお書店の跡地はいわゆる観光拠点の発信の場といいますか、情報発信という形で、サークル等の交流の場というのはうしお書店の場所ではなく、JAのその旧農協さんの跡地のほうで別々というふうに私そういうふうは今理解したんですが、間違いないでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ちょっと説明不足であったかもわかりませんが、いわゆる1階、2階、スペースをとりまして、1階は今申し上げますような情報発信基地として多目的に利用するというところでございますし、2階部分をスペースをとりながらそういうサークル活動なり、いろいろの活動が開けるような場所にしたいというふうは今考えております。

そうやってまいりますと、今の敷地内建物、新しく建てるわけでございますが、若干スペース的に不足をいたすということは承知しております。承知しておりますが、これにつきましては今後の課題といたしまして、やはり空き地等もあるわけでございますので、関係の皆さんのご理解をいただくとするならば、そこにさらなる施設を多目的な形の中で建設をしたいと、今後の課題ですが、そういうふうを考えております。

今のJA跡地につきましては、これから皆さんと検討させていただきますが、当初はあの今の直売場でございますが、あの施設を残すという考え方でございましたが、今申し上げまして、いわゆるその皆さんからそういう集合住宅にお住まいいただくという観点からいたしますと、若干あの生産施設、直売場はちょっと考えざるを得ないと。解体をして、あのところにやっぱり集合住宅を建てるべきではないかという今検討に入っています。

そして、その直売場のほうにつきましては、これからJAさんとも検討しながら、しかる場所、しかるべきところを確保しながらそういう施設を考えていきたいというふうには思っています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 私直売場につきましては、安くて新鮮なものが手に入るということですので、あれは非常にいいのではないかと。利用者の方も大変喜ばれているような感じに見受けられます。

そして、今ほど町長申し上げられましたように、旧うしおさんの跡地につきましては、1階、2階という部分は今私初めてお聞きしましたが、情報発信というものですよね。私出雲崎駅前、今ほど町長申し上げましたように、確かにあのままではよくないと思っております。バスから降りてすぐ目の前、玄関口があの状態ではやはりいかなもんかなというふうに思いますけれども、例えば情報発

信の場所をあそこにつくる場合に、その情報発信の場所を利用されるお客さんですね。例えば出雲崎駅前今土日の状況、祝日休みの状況。町長ご存じかどうかわかりませんが、ほとんど人は見受けられません。恐らく海岸、352から観光バスで来られて、踏切を渡って、役場の坂を上って海岸に出られる。そういった方が私はもうほとんどだと思います。あそこからその情報発信、インフォメーションを利用される、そういった要は利用する方の費用対効果といたしますか、そういった方をそちらの駅のほうに呼んでくるようなそういったような何かお考えはお持ちでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） きのうも柏崎の観光協会の会長さんと局長さんがおいでになったわけですが、その点につきまして、出雲崎駅あるいは柏崎からおいでになる場合も良寛記念館にはどういった方法で行ったらいいかあるいは出雲崎に降りられた方も記念館はどういうルートで行けばいいのかというような質問も出るわけです。私は、やはり、確かに今仙海議員さんがおっしゃるように、今のルートですと長岡なりそういう方々はおいでになるとやっぱり直行して出雲崎海岸部においでになるということですが、やっぱりJRも駅もあるわけですので、駅を、列車を利用する方もある。そういう方々に対する、そのために出雲崎駅前の広場にああいう宣伝的な大きな広告塔を立てて皆さんにご理解いただいております。そういう、これは私もいろいろ他に出ておるわけですが、やっぱりそういう駅を降りて案内所なり、そういうところがないと非常に不便なんですね。だから、これからの出雲崎町の観光のあり方として、やっぱり海岸部と村部にもそういう一つの拠点を置きながら、広くやっぱりおいでいただいた皆さんから出雲崎町をご理解いただいて散策をいただくという一つの新しい開拓をしていかなければならない。特にまた学校もありますから、生徒さんも時間待ちに非常にちょっと、私も見ておりますが、若干ふさわしくない。そういう観点からいたしましても、そういう施設を気軽に利用していただいて、そこでまたいろいろと皆さんとも交流するというようなそういうことも考えて、私はやっぱり駅前のいわゆる一等地、出雲崎のいわゆる玄関口、そこにやっぱり出雲崎町の観光拠点なりいろいろなものの発信基地を構築すべきというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 町長今ほど申し上げられましたように、私も確かにそういった考え方でいいと思います。

高校生も、こう言っちゃあれですけども、道路に腰をおろしたりして大勢ああいう形で電車待ちしていれば、やっぱり見たところもよくないですし、そういった方向でいいと思いますが、私のほうからもう一点つけ加えさせていただきたいと思いますが、町長、福祉のカフェりらんというのをご存じでしょうか。これは、アオーレ長岡でお昼の間営業している障害者施設ふれあい委員会が運営するカフェなんですね。パンやお菓子、飲物などを提供しているんですが、本町にも障害者就労施設というものはございます。トイレットペーパーや機械のねじ、そういったものを仕事している

わけでございますが、そこで食品に関してそういったものを製造販売ということになると若干課題というものがあろうかと思われませんが、中間的に物を売ったりするという事は私は可能なんじゃないかなというふうに考えておるわけでございますが、そういったもの、何か私もうまく言えないんですが、地域全体としてまた障害者のそういったような社会参加とか、そういったような利用されている方の、入所者の方の要は収入の増加につながるものだとか、そういったようなものもそこにあわせ持って販売のような形で、長岡のアオーレに倣うわけではないですが、そういったようなものをご検討いただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのおっしゃるように、私はやっぱりその施設も何かかた苦しくてもう入りにくいというんじゃないで、私はやっぱり今おっしゃるように多目的に、いろいろな皆さんからお集まりいただく。私は、ちょっと皆さんには申し上げているんですが、場合によってはどうするかね。今いろんなところに行くとまたコーヒーだって無料でカップで飲めますわね。それぐらいの施設をつくって、皆さんが気軽にちょっと寄ってコーヒーでも1杯飲むと。そこでまた一つ、今もおっしゃるような……これから内容的にこの辺は詰めていかなきゃならないんですが、そういう画一的な1つの形にはめないで、やっぱりこれだけの小さな町の中における一つの拠点ですから、あらゆる立場の人たちの活用を考えていかなきゃならない。私は、場合によっては直売場だって、場合によってはですよ、あるスペースをとってそこでそういう方々からも寄っていただいて買ってくださいあるいは学生でも帰りに「いや、それはいいもんだな」と、「買っていこうか」というようなそういうものであってほしいんですよ。余り格式的に、形式的に施設をつくるんじゃないで、私は今やっぱりもう柔軟な発想のもとに、広く門戸を開いて大勢の皆さんから集まってくれということに限られたスペースの中ではございますが、やっぱり誘客というか、ご利用いただくということをこれから検討していかなければと、私はそう思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 私もやっぱりそういったような方向でぜひまたご検討をいただきたいというふうに考えておりますが、先ほど町長のほうから集合住宅的なものを建設したいという話がありましたが、これは議会も平成22年ですかね、平成22年の6月です、政務調査ということで長野県の下條村行ってまいりました。そのときに、当時確かにそこには3階建て、2LDK、12世帯の集合住宅が9棟、そしてまた4階建て、16世帯のものが1棟、計10棟で、近く、他町村、そこから若い世代が約450人暮らしているというそういうふうな説明を受けましたが、今ほどのお話を伺うところに、若干2LDKという話も町長から出ましたが、そういったようなものを今考えておられるのかどうかお伺いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 冒頭申し上げましたように、子育てに優しい集合住宅ということを考えていま

す。建物も基本的には、私はやっぱり木材で建築したいというふうに今考えております。いわゆる県産材等を利用しながら、木材を利用した集合住宅。これは、あくまでも今構想ですので、これから詰めてまいりますし、皆さんからもご意見を承ります、そういう方針で。

しかも、子育てに優しい集合住宅。いわゆる今これから親と子のいわゆる対話がないですね。そういう空間というか、そういうものが必要なんですよ。だから、リビングとかそういうものに創意工夫を凝らす。そしてリビング、子供さんも今の住宅そうですね。いわゆる家族の通らないところを通して自分の部屋へ入りますが、そうじゃなくて、やっぱりリビングを通りながら自分のいわゆる個室なりそういうところへ入っていくというなちょっと斬新的な今までにないものをやっぱりつくらなきゃだめだと思います。そうでないとよそから来ませんよ。今までの画一的なものじゃだめだと私は思うんです。その中にさらに、やはり子育てが進んでまいりますと、いわゆる空間のいろいろな変更も出てまいります。そういう居室内部の、あるいは間取りなり、そういうものがある程度柔軟に対応できるようなそういう私は集合住宅欲しいと私は思っています。これは、構想をまた固めながら皆さんにお伝えしてご意見を承りますが。あの画一的な鉄筋とかああいうものでない、やっぱり「おお、これ出雲崎の集合住宅はよそにはないぞ」と、「これだったら入ってみたい」と。入居応募したときには、競争があつて抽せんで入られるようなものをつくりたいと。これは、私の願望です。願いです。皆さんからもご協力いただいてそういうものをつくってみたいという今構想に立ちながら検討を進めておるとのことだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 限られた時間の中でございます。

私もいろいろきょうお話するのをご用意させていただきました。また、その中で例えば児童クラブ、そういったものでとか、これは児童福祉法によりまた細かな規定があつたりとか、いろいろあるんですが、そういったところに合わせて、いわゆるママカフェですね、ママさんたちが気軽に寄って話ができたりという、悩みを相談できるとかいろいろ、あと病時、病後保育ですとか、そういったようないろんな課題があります。こういったのもいろいろ学校から例えばインフルエンザにかかっても発症後5日、そして解熱後2日間は学校には行けないんですね。これは、学校の中で保健安全法という法律の中できちっと決められているわけでありまして、そういったものの中で熱が下がって元気な子供が1人で留守番をしなきゃだめなことがある。祖父母がいれば預かって見てもらえるけども、核家族はそういう場合がないんですね。そこで1人で家庭で留守番をしていて、仕事先から両親ないしが時々電話を入れると。これは、万が一のことがあつたら大変なんですね、子供で留守番をさせて。そういったときの治ったけれども、実際はまだウイルスが体の中にあつて学校に行けない。そういう期間の間見てもらえるような例えば施設だとか、こういういろんな要望というのは多岐にわたっているんですね。

そういった中で、町長今ほど集合住宅というのも町長申し上げましたけど、私はやはり集合住宅

よりは海岸に進めてきたような若者向けの戸建てのほうが私はいいと感じております。あれだけ海岸のほうで集合住宅の中でも、町長の前回のご答弁にもございましたが、4世帯19の方が住まわられていて、そしてうち子供は小学生1人を含めて11人です。さらにつけ加えさせていただければ、現在お住まいの方も含めまして13組のこういったような非常に高い応募があったわけでございまして、そういったところで、私自身としては集合住宅というのは今のお話聞くときっとアパート的な感じなのかなというふうに理解しているんですが、やはり戸建て、そして何よりも出雲崎は購入できるというそういうメリットがまたついています。そういったところで、これは町村会のホームページにも町として掲載されていますよね。そういった中で、私自身は今ほど申し上げたような戸建てのほうがいいのではないかなというふうにも感じているんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 石井町の4戸の若者向けということで、これは私やっぱり成功だと思うんですが、画一的に全てそういうもので対処できるかできないかということは、財政の投資対効果、B/Cの問題もございまして、いろいろの問題ございましてから、試みに、今仙海さんがおっしゃったように下條村へ行って非常に成功している例もあるんですよ。だから、画一的に何もかにもこうだというのではなくて、やっぱりこの出雲崎町としても今後人口対策をする場合にはそういう画一的なものではない、しかもやっぱり投資に対するまたいわゆる効果というものもありますから、私は試みに、例えば下條村でも成功しているわけですが、試みに出雲崎として……この前ちょっと新潟日報見ておりましたら、十日町市の方でしたか、駅前にとどかい集合住宅を建てて、これがこの町のシンボルだと言われるものをやったらいいんじゃないかというのを声なんでしたかね、お読みになったでしょう。出ておるんですよ。

だから、一等地ですから、単に人が入らないなんて、集合住宅を忌み嫌って入居者を募集するのに大変だということじゃなくて、そういう新しいモデル的な、いわゆる今のこれからの省エネとかあるいは子供たち育ての情操教育とか、そういうものを考えたときにおける集合住宅のまたそこによさもあるわけですから、そういう観点を踏まえまして、これから今仙海さんおっしゃるような戸建てもこれは考えていいと思いますよ。

だから、ひとつ画一的に何も何もこれでなけりゃ……団地もつくりましたし。団地もおかげさんで今やまや団地8戸。もう既に今年中ほとんどうちが建つと言われていて、もう既に4棟ばかり建っていますが。そういう方針、団地もよし、戸建てもよし、集合住宅もよし、ケース・バイ・ケースのそういうものをやっぱり有機的に進めていかなきゃならん。

そして、今仙海さんおっしゃった子育てに対するいろいろな今ご意見を、全くそうだと思うんですよ。ただし、それを駅前のあの部分に全部集約するわけにはいかない。だから、今ある施設といわゆるこれからつくる施設との有機的なやはりその結びつきをつけながら、流動的に、機能的にや

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◇ 宮 下 孝 幸 議 員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） まずもって、質問に入ります前に議長にあらかじめのお願いを申し上げておきたいと思います。

今期私の質問は、原発再稼働という大変高度な専門性を要し、なおかつ町民の生命と財産を守るという大変貴重なテーマでありますから、町長ご答弁をいただきながら、なるべくなら時間内に終わりたいと考えておりますけれども、まかり間違っても時間に不足が生じたときには改めて申し出たいと思いますので、その節におかれましては議会基本条例第8条に基づき議長の裁量権をもつての延長をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） はい、その時点で判断いたします。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） それでは、原発再稼働容認についてご質問を申し上げます。

刈羽柏崎原発の再稼働につき原子力規制委員会がその安全性を認めたなら原発の再稼働を容認するとした町長の見解を受け、3月19日のNHK報道番組で刈羽と並び出雲崎町は原発の再稼働を容認するとの報道が流れました。その夜、番組を視聴されていた町民の方より私のもとに1本の電話が入り、議会は原発再稼働を容認したのかとの問い合わせがあり、もちろん当町議会において現在に至るまで原発再稼働の議論などを行った記憶を持たない私は、同月21日の全員協議会の席上で町長にその真意と内容につきその旨の質疑をいたしました。その節町長は、私ども自治体に認可権限はないが、原子力規制委員会が了としたならば私は再稼働をすべきとの考えをお示しになりました。

福島第一原発の事故により、高い線量のため、いまだ潜入不可能な原子炉建屋あるいは日々たまり続ける汚染水や漏水問題など世界の原発の事故例を見ても、原発は一旦暴走したならば人の力で制御することは極めて困難であり、人命はもとより、自然界の全ての生物に長期にわたり再生不能な大打撃を与え、地球規模全体の未来に限りない遺恨を残すものであると考えるわけであります。

私もまたあくまでも素人ではありますが、原発の是非は感覚的なものや感情的なものあるいはまた個々、個別の利害的な見地や一片の報道からのみでその是非を判断すべきではなく、相当に高いレベルでの専門的識見を持って判断をしなければなりません。町長は、いかなる識見と理解度をもとに刈羽柏崎原発の再稼働容認とお考えをお示しになられたのか、再度その見解を伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） なかなか重要な問題ですので、しっかりとお答えをしながら、またご意見等も伺ってまいりたいと思うわけでございます。

確かに宮下議員さんが今ご質問をされましたように、ことし6月のNHKのアンケートで近く原発について原子力規制委員会が安全性を確認した場合、運転の再開を認めますかという問いに對しまして、認めるとお答えしたことは事実でございます。

その理由、条件といたしましては、これが脱落しているんですが、安易に今宮下議員さんがおっしゃるようにそういう原発危険性をあえてリスクをとりながら稼働せよと言ったんじゃないくて、市町村に運転再開を認める権限はないが、エネルギー施策は国策であり、国の責任において安全の確保ができるのであれば、国の電力事情あるいは経済状況等を考慮しながら、私はやっぱりまず絶対的な……絶対という言葉はいかがかと思うんですが、まずかつてのそういう過酷な災害に對した対応策がとられるとするならば、私はそれも原子力規制委員会が非常に大きないろいろの観点から審査をした上において認めるということであり、国もそれを認めるとするならば、私も稼働再開については認めますというお答えをしておるところでございます。

また、産経新聞からも同じアンケートをいただきまして、私はやっぱりそのときも認めるということではあるが、しかし最も基本的なところは原子力規制委員会の安全性が確実に担保されて政府の責任で再稼働をするという結論が出されたとするならば私はそれは認めますということをお願いしておるわけでございますので、安易に何もかにも原発は動かすべきだという考え方は毛頭ないということだけは申し上げておきます。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 再度のご答弁をいただき、やや安心の感が見えてまいりました。

今おっしゃったとおり、あの原子力規制委員会、これは今現在日本の中で稼働可能な原子力発電所、これ50基であります。そして、この規制委員会が規制をかける、いわゆる教科書とも言える規制基準書、これがおよそ3,000ページ、そして審査にかかわる人員が80名、そして事務方総人数がこれ日本の体制は500名体制であります、確かに保安院から見れば大変厳しい基準と表されているわけでありまして、一方において原発先進国であるアメリカと比較をいたします。アメリカの国内原発は104基でありまして、NRCと呼ばれる規制委員会の基準によって、基準書が190ページではあります、附則事項が1万ページ以上に及ぶんです。なおかつ総勢が4,000名ですから、日本の規制委員会の約8倍。そして、最も画期的なのが専任検査官という国権を与えられた検査官がいて、常に抜き打ちで原発を常に毎日のように検査をして回っています。ボルト1本落ちていても改善命令書を出すわけですから、そうやって稼働してからのいわゆるほうがむしろ厳しい。改善命令に従わなかったということで、アメリカでは現に廃炉になったものも存在をいたしております。過去日本で立入検査を行ったもの、これ敦賀原発のたしか1号機であったと思いますが、当然事前通告によって立入検査を行った経緯はあります。

しかし、なぜ日本ではそれができないのか。これ日本の法律の壁があるんです。いわゆる原発の敷地内というのは、電力会社固有の財産ですから、規制委員会といえども通告なしに無断で立ち入れば不法侵入ですよ。これなかなか抜き打ち検査というののできにくい状況にある。やはり本当に規制をかけ、運転を安全に行うのであれば、この法整備もやっぱりやっていかなければだめでしょう。

それともう一つ、アメリカにおいてはジェット機の墜落やミサイル対策、これについても万全な対策を講じられているにもかかわらず、日本の原子力発電所の設計基準というのはジャンボジェット機が落ちることなどを想定していません。いわゆるそういった基準になっていない段階でつくられたものということになります。世界の安全基準を目指すといった日本の規制委員会の基準であります。要約すれば、日本の規制委員会の基準というのは原発を稼働させるまでの厳しい基準を定めて、これをクリアしたら原発の運転を始めてもいいですよという規制基準なんです。津波だとか活断層をもってその原発の是非を評価すること、これは大変重要だと思います。しかし、一方によって、どんな性能のいい車でも運転者が運転を誤ればこれは大事故につながることは明々白々なわけでありますから、私は今の東電や各電力会社の体質を見たときに、果たして規制委員会が基準をクリアしたからといって運転段階での安全対策が十分にとれているのか、いささかの疑問を持つところでもあります。ましてや万一事故のとき、各立地自治体において全住民の避難計画を明確に持っているところは全国の約4割ぐらいしかないと言われていたんですが、これ当町においても大変難しい問題として、議会でも町長と大分意見のやりとりもあるところでもあります。これは、簡単に解決なかなかできない問題でありますから、ないことが悪いと言っているのではなくて、簡単にクリアできないこういう種々、るる問題も存在をする中で刈羽柏崎を抱えた出雲崎として今後どう考えていくのかということをおし上げたいわけでありまして、町長今規制委員会のほんのかいつまんだところを私ご説明を申し上げましたが、今私のお話を聞いてもなおかつ再稼働ありきかなというご意見でしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんの質問の中に今回の災害は、大事故は人災でもあるという一つのくだりがございしますが、まさに私もそうだと思うんです。

これにつきましては、かつて今から1144年前、平安の869年ですか、いわゆる貞観地震という大震災があったんですね。そのときに、この2年半前に発生した東日本大震災より以上の過酷な大きな事故、人災、家屋、いろいろな面であったこの事実があるんですね。そこにいわゆる福島第一原発、福島原発についても一部の人からそういう災害の記録があるんだから、それに対応する対策をしっかりと立てるべきという進言があったんです。それを無視したんですよ。これは人災ですよ。もしあのときにしっかりとそれを受けとめてやっておればこの事故は起きなかったわけです。人災と言いつつも、いわゆる怠慢。あんたがおっしゃるような原発は絶対安全という神話の中で私たち

もあぐらをかいていた。これは事実なんです。

さて、そこで今どういう対応をされておるかということにつきましては、私が申し上げるまでもなく、このいわゆる東日本大震災のあの津波に対応する防潮堤をどうつくるのかという今そういう対策が立てられています。仮にその防潮堤を乗り越えたときに海水がその建屋の中に侵入しないように絶対的ないわゆる防護柵が今施されておるという事実もございます。

さらに、なおかつ電源喪失がした場合にはどう対応するのかということに対する電源喪失した場合のあらゆる手段、方法を講じる今いわゆる具体的なことが指導され、そのものが我々にも報告をされておる。

しかも、さらにまた過酷な事故が起きた場合のベントの問題をどうするかということ言えば、具体的に事は進んでおるんですね。

さて、そういうものをいわゆる人災であるあるいは過去に過酷なああいう事件を起こしたそういうものに絶対的に対応できる何重にも防護柵を施した中において、しかもいわゆる活断層の問題も改めて今もう厳重な調査もされておると。私は、そういうものをクリアしたとするならば、しかもそこにおいて規制委員会あるいは今おっしゃるようないろいろな面で、あるいは国もこれなら許すという段階でどうでしょうかと言われたならば、私はやっぱり稼働を認める。

今柏崎刈羽も両首長さんもあのいわゆるフィルター付きのベントの問題も設置については了解をし、その審査に入ることを了解するという一つのあれが出されているわけですが、これから大きな課題になろうと思います。

私は、ちょっと先走った話をするかも知りませんが、もし仮にさらに過酷な事件なり、そういうものが起こ得ることが想定できるからどうするかという観点から、それじゃ、今50基ある原発を全部廃炉にするのか。私は、そういうわけにはまいらぬと思います。今大気汚染、私はだからやれと言うんじゃないですよ。そういうものを全てクリアされて安全が確保されるならやれ。今中国においてもそうでしょう。いわゆる重大な大気汚染、CO₂、温暖化の問題でもう徹底的に10%削減。何をするかといえば、原発を2倍、3倍に増やすという方針を出している。今は逆なんですよ。ベトナムに韓国もフランスも日本もどんどんと原発を売り込んでいるんです。もうだから、私はそういう一つの矛盾点があるんですね。そういうところにどういものがなされているのかわかりませんが、私はこれからいろいろな面からいたしまして、自然のクリーンエネルギーを太陽光なり風力なり波力なり、波を利用したのもこれは大事です。やっていただきたいと思いますが、当面はそういう厳しい過酷な災害に対応できるいわゆる規制なり、そういうものがしっかりとできたとするならば、そのものを全体的なあらゆる技術を駆使し、あらゆる一つの学者の創意を結集した中に認めるということになったら私はやっぱり認めるべきだということをお願いしている。その点をひとつまたご理解をいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 前段でも申し上げましたが、規制委員会の規制が不要であるということではございません。当然その前段、災害対策に関連するような今防潮堤の話を含めて、そういったことというのはクリアしなければならない。

しかし、ここで世界の原発の事故例を1つ紹介をさせていただきます。1966年、アメリカのフェルミ原発第1号機、大事故であります。1969年、スイスのリュサン原発の大事故。そして、1975年、アメリカのブランズフェリーのケーブル火災事故、これは全焼です。そして、1975年、ご存じのとおりアメリカのスリーマイル島の原発事故。これは、3カ月で、運転開始して3カ月で事故起こしています。1986年、これは当時のソ連、チェルノブイリの事故。これは、操業開始2年で事故を起こしております。そして、先ほど町長も人災ではないかとおっしゃっていた福島第一、3月11日のあの事故。

世界の重大事故をひもといても、どれ1つとっても天災によって起きた事故がないんです。いわゆる何らかの人的ミスによって原発は大きな事故を起こしてきている。それを見たときに、先ほど申し上げました。規制委員会基準というのは、ここでとめて、ここから先はお任せしますという基準が主なわけですから、あとは運行、運用するあるいは運転する側の体制というものが明確に規制委員会の指針や方針にのっとった形で厳しく行われなければ世界の大原発と同じことが刈羽柏崎でも起きてしまう可能性は否定できない。福島第一から第四の原発がおよそ発電量280万キロワットでありますし、刈羽柏崎原発は821万キロワットです。万が一あそこで事故が起きたとしたら、福島の比較にはなりません。私たちは、そういう危機感と背中合わせにいるということを考えなければならない。

もう一つには、先ほど町長おっしゃったCO₂の問題があります。今火力発電所を主力に動かしておりますが、火力においては石油の燃料比率が15%、あとLNG、液化天然ガスが4割、あとの4割は石炭です。これは石炭が問題なんですけど、ただ、天然ガスに置きかえると、CO₂の排出量は石炭から見て4割減ぐらいに減るんですね。ガスは、ある意味ではクリーンエネルギーなんです。今アメリカのシェールガスが出て、世界のガス事情は大きく変化しました。当時産出1位であったロシアを抜いて、アメリカは既に世界第1位になっています。アメリカも今国内法において、ガスの輸出は禁止をいたしておりますが、やがて国内で消化できなければ輸出をします。ですから、ロシアが焦っているのは、北方四島を返してでもロシアのガスを日本に使ってくださいということが今始まっていること、ご存じのとおりであります。そして、ガス値段もシェールガスの発生によってどんどん国際価格は下がっているんですが、残念ながら日本の価格は下がってこない。これ買い付け価格、アメリカの6倍の値段で日本はガスを買っています。これはなぜか。大量消費する電力会社が総括原価方式によって高いガスでもいいから間違いなく必要な量くださいと言って買い付けた方法からガス値段を下げるができなくなっているのと原発がとまっているから足元を見られているんですよ。どうせだめだと言っても困るでしょうと。だから、もう少し高く買いなさいと言

われている。これがガスの値段が下がらない理由なんですね。

置きかえるエネルギーは、風力や太陽光、何か不安定エネルギーだけではありません。まだ私ここにたくさん、要約した資料だけでも、仙海直樹先生9ページであります、私10ページあるんですよ。これ全部しゃべれませんが、町長また私今回は一括質問として3回の原則がありますので、これは3回目であります。これでまとめさせていただきますが、また個別に町長とまたお話がするような機会がございましたら詳しく私が集めましたものを含めて意見の交換等をさせていただければと思います。

ただ、1つには、私お願いを申し上げておきたいこと、出雲崎町の首長さんとして発信をされること、これは出雲崎町の総意として受け取られがちでありますので、ぜひ住民代表のもう一元である議会の考え方というものもどうぞお考えの中にしんしゃくしていただいて、今後議会とのすり合わせもまた行っていただきながらあの発信をお願いをし、そのご答弁をいただいて終わりたいと思います。

議員各位私の話が長いと思って早くやめると先ほどから控室で随分言われておりますので、早目にやめますが、町長ぜひ議会との手を携えての検討、悩み、そして結論というものに進んでいただくことをお約束していただけますでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 例えばこういういろいろなアンケートなり、いろいろ意見を聞かれるわけですが、私は私個人の見解を申し上げます。

ただし、これは究極においては議会がどういう結論を出されるのか、町民がどう受けとめるのか、そういう面は私はやっぱりしっかりとまた皆様方のご意見を伺っていきたいと思いますが、私個人として問われるならば、私はやっぱり今前段申し上げましたように、この姿勢は変えておりません。容認すべきと私は変えておりません、はっきり申し上げて。

ただし、これが法的な関係の中で、議会なり町民の総意を結集した中における結論となってくればこれは別です。

ですが、個人として問われるならば、いかにどうあろうとも個人としての見解はしっかりと私は申し上げるべきだと私は思っています。評論家はできない。私ははっきりと申し上げる。お叱りをいただいても私は私の考え方を申し上げます。さもなくば、これは大きな問題出ますよ。今原発、これは本当に過酷な、しかも絶対抑えなきゃならん。ただし、これからエネルギー問題、いろいろな問題の中において、電気料だとかいろいろな面で国民生活にも大きなしわ寄せが徐々に寄ってくるということもあり得るわけですね。だから、すべからく私はやっぱり、自然に返れということで、昔の生活に戻る覚悟あるならば私は……それぐらいの覚悟なきゃだめですよ。電気料だってそうでしょう。これから8.何%上がる。高い、高い。冗談じゃないですよ。受けなければならぬ。そういう時代ですよ。だから、私は個人的には、率直に申し上げて、私は前段から申し上げております

ように、このすべからく安全を確保した中において国が責任を持って稼働すべきとなったら、私は容認をするという考え方は変えません。

ただし、究極において議会の皆さんがあるいはそれに対して反対と言われても、個人小林則幸はそういう考え方ではないと。私は容認をする。ただし、議会がどういう意見であるかということは十分しんしゃくさせて、町民がどう考えておるのか十分しんしゃくはさせていただきますが、評論家ではありません、私は。一介の皆さんの責任ある立場の中において、個人小林則幸として意見を問われるならば、私は申し上げておくことの考え方は変えません。

◇ 高 桑 佳 子 議 員

○議長（山崎信義） 次に、4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 高桑です。初めて一般質問をさせていただきます。今宮下議員のすばらしい一般質問。少しでも先輩議員に近づけるように頑張りますので、よろしく願いいたします。

1つ目の質問は、町ボランティアセンターの体制整備についてです。この連休中には、台風18号の上陸で近畿地方を中心に広範囲にわたって河川の氾濫、土砂崩れ、竜巻など甚大な被害をもたらされました。近年日本には立て続けに幾つもの大災害が起こっています。被災地には、全国からたくさんボランティアが救援や生活支援、復興支援に携わりました。また、中越沖地震の際には、出雲崎町でも初めての災害ボランティアセンターが立ち上がり、県内外から駆けつけてくださった288名でしょうか、ボランティアの方々が活動してくださいました。これまでの大きな災害において、ボランティアの協力が災害の復興の大きな力になってきたことは、今では多くの方々に理解されるようになっております。

ことし7月末の豪雨では、出雲崎と長岡地域でも大きな被害がありました。長岡市では、7月29日から30日の豪雨に対して、市職員や消防団による人的支援のほかに、7月31日に長岡災害ボランティアセンターを立ち上げました。一般のボランティアの方にまじり、夏休みということもあってすぐ近くの高校の高校生ボランティアが乙吉川の被害を受けた住宅の復旧に携わったようであります。

出雲崎町では、今回災害ボランティアセンターを設置されなかったわけですが、被災されたことを知って何か自分に役立つことができないだろうかと思った方も多くおられたのではないのでしょうか。そして、何か自分にできることをやろうと申し出てくださるボランティアと被災者の助けてほしいという支援ニーズをうまく結びつけることはできなかったのでしょうか。

新潟県では、平成18年6月に新潟県災害ボランティア活動連絡協議会が設立され、その後組織体制が見直されて、平成22年の4月に新潟県災害ボランティア調整会議が立ち上がりました。また、市町村単位でも社会福祉協議会と連携して立ち上げマニュアルの作成、ボランティアリーダーの養成に力を入れているようです。県外では、大災害を想定して災害ボランティアセンターの立ち上げ

訓練を実施している自治体も報道されております。しっかりとした準備態勢がとられていても、実際に訓練をやってみると、行政と社協、団体などと連携がうまくとれずにさらに問題点が見えてくるというのは、当然のことながらあるようです。その一つ一つを検証し、問題解決の対策を講じていかなければ突然の災害が起こったときには大きく混乱することになってしまいます。

1つ目の質問ですが、出雲崎町の防災計画では、町の役割として、出雲崎町社会福祉協議会と連携をとりながらボランティアの受け入れ態勢を整備することとなっておりますが、マニュアルの整備など現在の整備体制はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

また、2点目として、防災計画では災害ボランティア活動に対する町民の普及啓発を行うこととなっております。昨年度は、藤田弓子さんをお招きしてボランティアについての講演がありました。また、広報いずもぎきでも時々広域のボランティア募集などを載せていただいているようでございます。

しかし、もっと具体的に今後ボランティア養成講座の開催であるとか研修への派遣、ボランティア活動のリーダーとなるべき人材の確保などどのように啓発を進めていくお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 高桑議員さんの災害ボランティアセンターの受け入れ態勢立ち上げ準備についてということでございますが、まず議員さんが全て私がお答えしようかということについて、町はそのようないわゆるその基本方針に基づいて今着々と整備を進めておるとというのが現実です。

私は、ここでちょっと一言申し上げたいことは、きょう傍聴者のご婦人の方がたくさんおられますが、ふだん日赤なり、いろいろのものですいろいろな方々がボランティア活動やっていますね。いわゆる弁当の配達とかいろいろな給食サービスやっておるんですよ。そういう基本から立ち上げていかなきゃならない。大上段に振りかぶってボランティアをどうするかというんじゃないですよ。ふだんの日常生活の中においてそういう活動態勢を整えていかないと、形だけ整えたってだめなんです。私は、ここにおいでの方皆さん本当に頑張ってください。駅前の便所のトイレの掃除とか、そういう皆さん参加されていますか。そういうことを基本にしながらボランティア、社会奉仕。そういう精神を培いながら、さて一旦緩急あったときにみんなから、ただ組織だけつくってだめなんです。心構えですよ。そういうものをみんなから持ってもらいたい、私は、非常に今そういう活動に参加する方々が減ってきた。本当に皆さん苦勞されておる。私は、そういうところから、あえて災害じゃないですよ。ふだんの、高齢化を迎えておる、そういうような皆さんも頑張ってください。そういうところに皆さんも参加されたらどうですか。そういうところから立ち上げていかなきゃ。そういうところから基本を立ち上げていかないと、格好つけたってだめなんです。ね。

ただし、おっしゃるように、今町もそういう方針に従って、大災害等に備えてのボランティアと

活動方針はどうあるべきかと。そういう皆さんの活動を基本にしながらやっていきますよ。書いたものじゃだめだ。マニュアルじゃだめなんです。そういうものを現実にやっていかなければならない。そういうものが下地になって、さて緩急あったときには有機的に私は結びついていくというふうに考えていますので、まず私はそういうものよりも、婦人会の皆様一生懸命頑張っていたいでいる。そういう皆さんに見習ってみんなから協力してもらおう。そういうとこの素地をしっかりとつくっておいて次に対応したいと思っています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 体制の整備については、今着々と準備を進めていただいているというご答弁をいただきました。

それと、ボランティア活動の啓発については、日ごろからの、今傍聴においでの方の皆様が日々行っておられるようなそういう小さいボランティアから一つ一つ始めていく。それを広げていくことがやはり大切だと町長がおっしゃいました。

今出雲崎の町の中でボランティア活動をされている方は、本当にたくさんいらっしゃいます。ただ、私思いますのは、そのボランティアを個々の機関は受け付けをもちろんしているわけですし、社協でも受け付けていると思います。ただ、そういうものが個々になっていて、横のつながりがないというのは、なかなか簡単に参加する人あるいは参加してみようと思う人の輪が広がっていかないのではないかと考えます。

先ほど仙海議員のお話の中にJA跡地の活用のところでは、多目的に使おうとするそのスペースにおいていろんなことが考えられるようなことがありましたけれども、例えばそういうところにボランティアセンター、そのボランティアを受け付ける機関、そういうものを常設するとか、何か活用する方法があるような気がいたします。

あるボランティアコーディネーターの方が受援ということをおっしゃっていました。受援というのは、受けるという字に支援の「援」と書きますが、この受援ということは支援を受ける、これは災害のときでも日常の福祉ボランティアでも言えることだと思うんですが、支援を受けることを受け入れる能力ということです。それは、日常でも災害のときでも非常に大切だとそのコーディネーターの方がおっしゃっていたんですが、そのための体制づくりをやはりやっていかなければ、ボランティアをやっていこうという輪がこれからも広がっていかないのではないのでしょうか。そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今議員さんのおっしゃったように、確かにそういう各所にボランティア支援、あるいはそういう一つの組織をつくって、そこに拠点を置いてということですが、やっぱり私はこれからの大きな災害対応の対応を今のJA跡地の跡地でどうするんじゃないかと、やっぱりこれはふれあいの里もございまして、いろいろと拠点はございます。そういうところでしっかりと拠点を設け

ながら、その中でそういう避難される方を受け入れたりあるいはそこからお互いにチームワークをとりながらそういうような箇所にボランティア活動を展開するというので、そういうものも確かに必要だし、考えていかなきゃならんと思います。

高桑議員さんおっしゃったように、そういうようないわゆるボランティアに対するお互いの認識を深めるそういう場は必要ですが、拠点というのはやっぱり社会福祉協議会の拠点であるそういうところに持っていきたいと思いますし、確かに今議員さんのおっしゃるように、私はこれから今申し上げたことをここにおいでの方がございます。それぞれの方々頑張ってやっています。そういう皆さんの代表なり、いろいろな皆さんからお集まりをいただいて、今質問出ておりますような、これから個々の問題じゃなくて、大災害とかそういうものに対応するときはどうするか。例えば災害避難のときに婦人会の皆さんからあるいは救急措置をするとか、あるいは炊き出しをしてもらうとか、そういうこともやりましたよね。そういうものをやっぱり私は、書いたものでなく、大上段に振りかぶるんじゃなくて、本当に基礎から、小さいところから確かめながらしっかりした組織に輪を広げていくというのは大事だと。

私は、今高桑議員さんのおっしゃるように、これからの福祉協議会、担当課長もおりますが、きょうおいでの皆さんもおられます。お集まりいただいて、どこにネックがあるのか。これからもそういう活動していくにはどうのような体制づくりが必要か、どういう方々にお願いしなきゃならぬのか。もっと皆さんの具体的なご意見等をしっかりと受けとめながら、生きた、書いたものに、マニュアルであるものではない、本当に有機的に、一旦緩急あったときにすぐ対応できるような組織というものをつくっていかなきゃだめだと思います。十分ご意見を承りながら、また町ももう直ちに行動を起こしていきたいと思いますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 非常に前向きな力強いご答弁をいただきました。

子供でも大人でも年齢に関係なく、やはりボランティアから学ぶことはとてもあると思います。ボランティアから学ぶことがやはり人と人、地域を結びつけていく力になるのではないかと思います。これからそういう場やそういう機会を設けていくことが大切ではないかと考えます。

では、次に2番目の質問に移らせていただきます。2番目は、いずもぎき版子ども子育て会議の設置についてです。社会保障と税の一体改革の重要な柱の1つとして、子ども・子育て関連3法が成立し、国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されました。この子ども・子育て支援制度の実施は、消費税の引き上げに伴う財源から7,000億円を充て、平成27年度をめどに本格スタートをする予定です。

その内容は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるための財政支援を行うというものです。つまりこの7,000億円から各市区町村が財政支援を受けるためには、その市区町村の子育て支援に必要なメニューやその量についての見積もりをつくって、それをもとに国に請求しなければ

ばいけないわけです。首都圏など人口の多い地域では、待機児童の解消などが1番に挙げられるのかもしれませんが、出雲崎ではどうでしょうか。

過疎化、少子高齢化が進む中では、少人数の子供を預けるいわゆる保育ママであるとか長岡のてくてくのような親子が交流できる拠点の設置、一時預かりであるとか、先ほど仙海議員の質問の中でも病後保育ということもお話がありました。あとは放課後の児童クラブの対象学年の引き上げなどもいろいろなことが考えられます。

いずれにしても、子育て世代の多様なニーズを把握した上で施策を検討し、見積もりをしなければならぬ。そのニーズを把握する場として、地方版子ども・子育て会議を設置することを早急に検討する必要があると考えます。

子ども・子育て支援法第77条では、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することは、努力義務とされております。ことし7月の段階で県内で設置済みの団体は、新潟、村上、五泉、阿賀野の4市と関川村、今後対応予定が20団体、方針未定が6団体、出雲崎もこの方針未定に入っております。設置しないとされた団体は、県内ではなかったようです。また、既存の協議会や審議会を条例で規定して活用することも可能とされておりますが、子育て当事者の意見を聞くというプロセスが義務づけられておりますので、それをどのように組み込んでいくかを考えていかなければなりません。これから出雲崎町独自の子ども子育て支援の事業計画をどのように策定していこうとするのか、町長のお考えを伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） また、高桑議員さんも非常に勉強をされておまして、その支援会議の今までの経緯についてのお話もいただいておりますが、平成24年8月にこの新制度が成立をいたしまして、27年度から本格的なスタートをするということを目指しながら、現在国、県、市町村で並行して進められているわけですが、当町もこのたび国から示されました基本方針を参考にしながら、本年度中に地方版子ども・子育て会議を設置して子育て支援のニーズ調査等を実施した上で平成27年度から本格的にスタートできるように来年度中に町の子ども・子育て支援事業計画を取りまとめたいというふうに思っております。

これにつきましても、新しい制度を国の要綱に従ってつくっていくわけですが、先ほどお話もございました子供さんの相談や一時預かり所の場所等の問題とか児童待機の解消と、認定こども園の問題もあるんですが、認定こども園、これは当町においてはおおむねそういう要件を満たした保育所等々で解消していると思いますし、待機児童の解消も当町には余り影響はない、問題ないんじゃないかと思いますが、やっぱり子育ての相談とか今おっしゃったほかの児童の一時預かりとか、そういう問題をさらに充実させるということも含めてこの制度を発足させたいというように、新制度を発足したいというように考えているわけですが、これにつきましてもやっぱり今高桑議員さんも非常に前向きに考えておられますので、皆様方のまたご意見等も十分お聞か

せをいただいて、出雲崎なりきのやっぱりそういう子育て支援制度というものを確立していかなければならないんじゃないかと思うわけでございますので、今後ともひとつまたいろいろな意味でお考え等もお聞かせをいただきたいというように思っているわけでございますので、よろしくひとつまたお願いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） これも大変前向きなご答弁をいただきまして、私もそのようにぜひなるといいと思っております。

先般8月の16日に成人式に出席させていただきました。新成人たちの人の話を聞く態度が非常に立派で、私はこの子供たちがこれからの出雲崎を支えていってくれるのかなと思うと大変誇らしく、うれしく感じました。

ただ、ちょっと私が感じていることを話させていただきますと、この成人とは関係ないんですけども、新成人が生まれた20年くらい前からやはり社会の子供を取り巻く環境というのは非常に悪化しているように思われます。特に加速度的に最近悪化しているのではないかと考えます。少子高齢化もそうですが、親のライフスタイルの変化、価値観の多様化、自然や社会体験の不足、飽和状態の情報や物、そういうものなど挙げ始めたらきりがなくらいだと思います。

本来家庭というのは、言葉や生活習慣、コミュニケーション、生きていく上で必要なスキルを身につけるための援助や生活文化の伝承が行われる場でございます。そして、地域は社会性の基本を学ぶ重要な場であるとともに、家庭教育を側面から補完する役割を今まで果たしてきました。それが今社会全体で大きく揺らいでいると思います。この出雲崎町も決して例外ではないと思います。出雲崎町には、子供たちや子育て世代のために一生懸命につくり上げてきた高水準の支援制度がございます。

しかし、これからはさらに地域の教育力、家庭の教育力、6月の定例会では町長がじじばば教育とおっしゃいました。じじばば教育や子育てならぬ親育て、そんなことも考えながら、教育力を高めていく何か施策をこれから考えていかなければいけないのではないかと思います。いずもごき版子ども・子育て会議がその1つのきっかけになればいいと願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山崎信義） 答弁いいですね。

○4番（高桑佳子） はい、ありがとうございます。いいです。

◇ 諸 橋 和 史 議 員

○議長（山崎信義） 次に、8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） まだ午前中なんで、まずはおはようございますということで。7月末の水害、8月1日の水害ということで、出雲崎も多少ながら水害の害を受けたということで、本当に皆さん

にはお悔やみ申したいと思います。そして、おとついのまた台風の雨ということで、農家はどこへ行っても疲弊して、現実には四苦八苦しているのが現実であります。

そんな中で、いろいろのところでちょっと飲み会に誘われたり何かした中で、町民の中から1、2、3というふうな中で、この合併の問題をどう考えているんだということを聞かれるもんですから、町長も前からもう合併はしないというのを断言されてはいるんですけども、またもう一度一般質問の中でひとつお聞きしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私個人といたしましては、町長もう長いこと町長をやっておられまして、スイカで言えば棚が落ちなければいいなというふうには思っております。熟して円熟味を最善に尽くしている時期だと思っておりますので、ひとつ。これは、私忙しくて詳しいことはちょっと省かせてもらいますけれども、まずは今簡単に言われているのが自民党、また維新の会が道州制の話をついでいろいろの中でされておるんですけども、この問題は国に任せておけばいいんですけども、現実に出雲崎の今の状況の中で、私個人的に考えているのは、法務局、消防署、経済圏、地域振興局等の長岡圏と柏崎圏の分離、これはまさに新しくここに消防署、柏崎消防が建たんとしている中で、町長は合併しないということなんですけれども、両足に股を広げたままこのまま出雲崎の行政は進んでいくのかどうかで。また、この辺難しい問題で、県議選の区割りになりますと、現実の話としましては長岡地域とかいう、要するに柏崎と長岡に股裂き状態になっている。こういう状態を県に進言してこれを直させるような意思というものがあるのかどうか1点お聞きしたい。

お願ひいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 諸橋議員さんの法務局、消防署あるいは地域振興局等々これら出雲崎の場合は、かつて柏崎圏域にいたわけですが、今は長岡圏域の中に入っているわけですが、そういう観点からして、これらを総合的に1つにまとめ上げる必要があるんじゃないかというご質問、問いに答えよということでございますが、簡潔に申し上げまして、これは私の個人的な考えだけではなくて、国なりのいろいろな方針もございますので、私としましては、確かに前からそういう諸橋さんと同じようなご意見はたくさんあるんですよ。柏崎であり、ハローワークは柏崎、法務局は柏崎あるいは税務署は今度は長岡だというようないろいろなあれがあるんですが、私は法務局とハローワークとあるいは税務署が一体となって仕事を、例えば用向きに出るということはまずないと思うんですが、私はやっぱり今の状況からいたしまして、これを統合してあるいは柏崎に、長岡に持っていかか、そういうことは私は今国に進言する気持ちはございません。私は、今のこの状況の中で住民の皆さんからも大いにそれぞれの立場でご活用いただければ。特に消防関係は、かつては国の方針として広域的なそういう再編成というのがあったんですが、これは私たちはやっぱり柏崎、この消防署を中心にここに分遣所も置いていただいていると。これは、この形が全てだと、最高ということでお

願いをして、また分遣所も町で責任を持って建てさせてもらおうと。

私は、やっぱりこれはこれでいいんじゃないかと思っていますが、ただしこれからの大きな国の流れ、道州制の問題なり、いろいろの問題が展開したときにおける場合はどういう形になるかわかりませんが、現状の中でいわゆる地方の出先機関を再編をしてくれというような、今私たちが申し上げても、これは現実的に到底不可能であるというふうに考えておりますし、私はやっぱり例えば北陸地方建設局のいわゆる廃止の話をしているので、私は絶対反対だと。もう反対してまいりました。反対しました。当然それは、現状どおり行政として機能しております。これは、私はそれで最高だと思うんですが、あえてそういうものを統合して全ていいというもんじゃないと私は思いますので、私は今のところこの統合をある長岡なりあるいは柏崎に統一すべきという考え方は持っておりません。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） ありがとうございます。

現実の話として、今まで平成の大合併の中で合併特例債というのがもう2年で打ち切りだというような話も聞いております。そんな中で、いろいろな、胎内市ですかね、これからあれをつくらなきゃだめだ、これをつくらなきゃだめだというような記事が出ておりました。それがいい悪いかは別なんですけれども、合併特例債で建物を建てた後の維持管理は人口減少の中でどう維持していくのかなというような私個人の心配もあります。

次に、それらも含めまして、人口減少、また少子化、勤め先の少なさということはどう解決していくのかなということ。先ほどから一般質問の中で中野議員さんから小中一貫教育とか仙海議員のJAの跡地の問題で集合住宅、若者の集合住宅。私は、若者の集合住宅というのは非常に大事だと思っています。例えば私は、旧下地域の西越地域に住んでおるんですけれども、せがれが結婚、嫁さんをもってちょっと長岡に出るというような状態が結構見受けられます。現実の話として、ここに集合住宅をつくるというのは決して私は反対ではございません。ただ、先ほど町長お話しになられた木造がいいのか、それはちょっと検討段階、私にはちょっと今の段階では判断できることではありませんので。

もう一つ言いますと、私も合併は今自分のいる立場では反対なんです。現実の話として、先般厚生省から人口減少の出雲崎の数値も出されました。二千数百という数値も出されました。いろいろな問題あります。学校教育の問題では、中学ではクラブ活動が制限されて2つとか、卓球と野球、バレーボール、こんなものしかできないと。我々のころは、本当に176人もおりましたので、同級生が。本当に多彩なクラブがありまして、県大会2位になったとか、いろいろな方向で方向性が見えていたんですけれども、今2点目に挙げます人口減少、少子化、勤め先の少なさの解消をどう考えているのかということをお町長からひとつお願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 2点目は、人口減少、少子化、勤務先の小ささ、財政は合併しないで大丈夫なのか。これも関連がございますので、ちょっと私は申し上げていきたいと思うんです。これを2つを1つにしながらまた議員さんのご質問にお答えしたいと思うんですが、まずこの人口減少、少子化もそうですし、勤務先の問題もそうです。あるいは財政の問題もそうですが、要するに私はやっぱり申し上げておりますように、皆さんの大変なご指導をいただいて町長になりながら、合併の選択、そのときにも私は会長として、3町の協議会の会長、田中議員さんからも痛烈なご意見も出まして、私はやっぱり結果的には合併しないでよかったという結論を持っております。

要するに、例えば長岡市も含めてでございますが、大きくなれば全てがその地域に恩恵がこうむられるかという、例えば大きな市に合併をした場合に、それじゃ、日常生活の変化はあるのか、それじゃ、生活の拠点をその市の中心のところに移すのかと。移されるわけではないんですね。拠点は、やっぱりどんな市に合併しようとどこに行こうとこの出雲崎町に居を構えて、その中で生活をする。そうすると、結論的にはいわゆるきめ細かな、その生活の家庭の中において足元をしっかりと見詰めながら、その中でお互いのいろいろな要望もある種出てくる。そのものをきめ細かく対応できるかどうかということになってくると、これはやっぱり合併しなかったことによって私は対応できる。

これは、具体的にちょっと諸橋さんには申し上げてみたいんですが、諸橋議員さんも農業あるいは酪農に命がけで中核的な立場で指導してきた立場でやっていただいている。例えば振り返っていただいて、滝谷の基盤整備の問題あるいは機械導入の問題、生産組合の設立あるいは酪農組合の経営状態、その中においてどういうことがあったのか。果たして大きな市に行ったときに、そういう問題に対する助成なり、きめ細かな対応ができたかという、私はできなかつたと思います。そういう観点からいたしましても、私は率直に申し上げます。諸橋さんのご質問じゃないですが、私が皆さんのご信任をいただいて町長になっている以上は、私は絶対合併を選択しません。町民のために私はしない。

それは、まず財政ですよ。入るを量って出ざるを制する。財政が健全であり、対応できるとするならば、私は小さい動きじゃないですよ。それぞれの、五千余の、四千九百余の町民の皆さんに大いに光の当たる施策をどんどんと事を起こす。例えば住宅団地だって今つくっています。若者集合住宅つくります。あるいは誘導型住宅。果たして大きな市だったら、出雲崎はこれを出雲崎地域でやるからやってくださいと言ったってやれるでしょうか。やれないでしょう。そうなれば、どんどんと出雲崎、何々市の出雲崎地区、どんどん人口が減りますよ。悲哀を感じますよ。私は、率直に申し上げる。この健全財政を堅持している以上は、私はこの立場にいる以上は合併は選択しません。はっきりと申し上げておきます。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 町長のご質問等にお答えします。

非常にありがたく思っております。現実の話、私がここに座っているのも基盤整備のおかげかなというような自分の中では本当にこの行政が基盤整備、薬師堂地域の基盤整備を進めてくれたおかげで、幸いのことによってどういうわけか私が頭にならせてもらったという経過の中でいろいろなものをさせてもらいました、経験もさせてもらいましたし。それでここに座る環境がいろいろな人とも知り合いにもなれたしというような経過の中で今ここに質問していること自体は、そういう基盤整備のこの行政のあり方の1つが私をここに座らせているのかなというふうに私は感じております。

その次の例えば生産組合の問題にしてもそうですし、多彩な問題、いろいろお世話になってはいること現実です。本当に助かってはおります。これについては、本当に感謝申し上げているところでございます。

今財政の話の中で、一、二町長から話ありましたし、現実には小さいほうから申しますと、栗島浦村、これが独立で今三百数十人ですかね。そんな中で独立ができるというような実態を見た場合、私も、じゃ、どこまでが限界かなというようなちょっと不安に思う気持ちも、合併しなくてもいいとは言うんですけども、不安になる気持ちも少しあるんです。やっぱり人間ですから、やろう、やるまいとこの二極というものは両方やっぱり考えますんで、先ほどから町長説明、健全財政、健全財政というこれ、今まで私も議員になって健全財政ということは随分先回のあれも見せてもらいましたし、適用されてはいると思います。ただ、現実の問題、先ほど宮下議員の原発の問題なり、これで原発の交付金がこの町に7,300万円というような数値も入っております。そんな中で、これは今後の研究課題だと思いますが、エコパークの撤退か増築かというような問題もあります。いろいろなものが種種雑多の中で財政を形成しているこの出雲崎です。一般会計で33億から35億、特会を合わせますと五十二、三億というような数値の中で、これ現実的にはいろいろなもの、問題はやっぱり人口減少だと思います。三十数億がいいとか、そういうことじゃなくて、特会の負担がだんだん増えてくると。これがやっぱり一つの私個人の懸念する、国民健康保険、上下水道の話から全部そうなんですけども、人口減少によってその特会の財源がだんだん減ってくるとなかなか一般会計から出しても出してもというような状態に。その三十数億、二十何億というこの特会と一般会計の今の現状の中で、それで私は個人的に1つお聞きしたいというものは、人口減少が推し進めていくとそっちのほうに問題が発生してくるのではないかというふうに懸念しておりましたんで、その点をもう一点だけお聞きして質問終わりたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに人口減少により、今諸橋さんのおっしゃった国保会計あるいは高齢化に伴う国保税等々の対応については、これはもう自然とやっぱりそういう保険料なり、そういうものにはね返るということは事実でございますが、これはやっぱり国の制度として、例えば過疎でそういういろいろな町村そのものについては、今度は広域的に、一体的に対応したいという今方針です

ね。国保も27年、事業主体、広域的な、県がやるかどうかというような方針に今進んでいるんです。だから、やっぱりそういう過疎というか、そういうひとつのいろいろな町村があるわけですから、そういう問題に対してはやっぱり総合的なお互いのひとつの協調しながらやっっていこうということで、ひとえに、例えばおっしゃった粟島浦村だって三百四十数名でちゃんとやっているんですから、これはもう極端に人口が減ったから全てが終わるといふんじゃないんですよね。長野県だってそうですね。小さな町村、村があるんですが、しっかりとやっているんですよね。そういうこともございますので、先ほど申しあげましたように、短絡的に例えば特会なりいろいろな問題の中で、そういうものに大きくはね返って、町民の負担が耐えられないというようなことは起きちゃならないわけですし、起こしてはならない。他のいわゆる近隣市町村とのいわゆる数値をしっかりと把握をしながら、極端なそういう町民の皆さんに負担をかけないということを大原則でやっっていかなければならないし、やっっていけるんですわね。

だから、さっき申しあげた財調等の問題もやっぱり今までは国保も1億数千万の運営基金を持っていたんですが、結果的にはこうして国保税も国保の構成内容も変わってまいりましたので、今4,000万程度ですか、残っているんですが、それでも町はそれだけ持っているんですよね。だから、財政の運営の仕方によってそういうバランスをしっかりとわきまえながら、単に成り行きに任すんじゃないんですよね。全体の普通会計、特会8会計全てををにらみ合わせながら、その中でどう財政運営をして行政を進めるかという一つの総合的な一つのものを持っていきなげなぬわけですね。短絡に1つを取り上げて、だからどうだという問題ではないと私は思います。総合的にすべからく集約をし、判断をしながら、一つのプラス要因を求めながら行政を進めるというのは、これは我々の役割ですし、皆さんからのまた議決機関としての私は使命だと思うんですよね。だから、評論的ではなくて、やっぱりそういう一つ一つの問題にしっかりとお互いが目を向けながら、認識を高めながら対応しているということが私は大事だと思います。

そういう意味でまたいろいろご指導賜りたいと思います。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） いろいろありがとうございました。

ただ、この財政の問題は、やはり行政がしっかりふんどしを締めてといひますか、それほどのやはり、今お金があるからというような状況では決して私は楽観視はできないというふうに思っております。それを含めて、皆さんにもう一度ふんどしを締め直してもらいたいということとこれがまた一般質問で合併の問題久しぶりだと私は個人では思っております。町民に伝わるようにひとつ私も頑張りますんで、ひとつありがとうございました。

よろしくお願ひします。

◇ 三 輪 正 議員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 時間もちょっと迫っておりますけども、簡潔に行いたいと思います。

第1番目の質問ですが、国道402号線、特に久田、寺泊間の道路の根本改修ということでございます。8月1日の大水で約1週間交通どめになりました。その後私も台風18号、それ非常に心配になりましたて行きましたら、交通どめにはなっていなかったというわけですが、先ほどいろいろ8月の全員協議会でも話がありましたけども、県も非常に改修には力を入れるということを聞いておりますけども、その後私もいろいろ考えましたら、あの道路がいかに町にとって重要かということは、まず生活道路でございます。と同時にあそこには、今原発の話がございましたが、原発のいざというときは多分避難道路になるんじゃないかと思えます。

そして、先ほども柏崎の観光協会さんが来られて「良寛記念館にはどういうふうに行ったらいいんでしょうか」と言うんですが、一番のルートとしましては、長岡から来る方。ただ、長岡から来てそのまま長岡へ帰る方は少ないんですよ。多分長岡から柏崎。圧倒的に多いのは、出雲崎から寺泊、寺泊から出雲崎の方が一番多いんで、これがふさがったり、また雨が降ったら当てにならないと観光客は、というか特に観光バスは来ません、そんな予定の立たないようなところ、また危険なところ。実際8月にありまして、随分私らも問い合わせが天領にいましたら聞きましたが、「迂回路はどういうふうに行ったらいいんでしょうか」と。はた困ったのは、普通車であればどこどこ通っていいですよと言いたいんだけど、大型車が40人、50人乗るバスを変に案内して途中でつかえたり、もうどうしようもなくなった場合、だからもう一旦大河津まで出てくださいというふうな案内したんですが、それじゃなかなか出雲崎は来てくれないという面もございます。

そして、あそこには、落水の近くには町の大事な下水処理場もございます。と同時に私もあそこを何回かあれ以来通りましたけども、また事故があったら交通どめにならなくとも、変にあそこ通って万が一上から落ちてきたら、本当に狭い場所ですので、よくあれで人身事故がなかったかなという非常に危険でありますんで、当然この前のお話ですと、土地問題でちょっとなんていう話ありましたけども、それを理解していただいて、ぜひこの町の将来、また県のこと考えまして、ぜひこれを地元または県、国に強力で働きかけまして、ぜひ根本的ないざというときの、先ほどの本当避難のとき行ったら交通どめでしたじゃ、これは話にならんわけですので、その辺の町長の考えちょっとお願いします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのおっしゃるとおり、大事な生命線ですね。やっぱりそういうものにああいう雨、ああいうふうな土砂崩れがあったら、これはやっぱり観光出雲崎あるいはいろいろな面で大きなダメージですね。やっぱりそういう意味で、やっぱり改めてあの対策について町としてもお願いしているんですが、県も非常に前向きでして、もう何としてもあの用地を買収して抜本的な改修をしたいということで今取り組んでおられます。

また、去る9月12日の新潟日報によりまして、ご覧になっていると思いますが、県はいよいよ9月定例会が始まるわけですが、豪雨復旧で約61億円、のり面が崩れました国道402、長岡市、寺泊山田、出雲崎久田間の復旧護岸工事等々に約20億6,000万円も含めて9,200万円の予算を盛ったというふうに報道されていますから、県はもう何としてもあの用地を買収して抜本的な対策したいと前向きに考えているんですが、どうしても買収ができないということになりますと他の工法を考えなきゃならぬというように伺っております。できるだけ地権者のご理解いただいて抜本的な対策が立てられますように。県は、もう町と一体となって前向きに進んでおりますので、あとは残された地権者の皆さん、何とかご理解もいただきたいというように考えております。

何しろ地権者もいわゆる相続関係、いろいろな関係で非常に難しい方がやっぱりあるんですね。そういう点がネックになっているんですが、何とかそれをクリアして対応していきたいと。できるだけ早くまた県にお願いしていきたいと思いますが、県は前向きに考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正義員。

○9番（三輪 正） 今ほど特に8月の全員協議会でも土地問題だということで、これは土地問題の場合は県なりが買い上げするのか、それとも無償提供せと言っているのか、その辺どんななんだ。

それと、例えば私も久田の方にも何人か「いや、何か土地問題で非常に問題ある」、「だから、何とかしなきゃだめだの」とか「おまえさんちも協力してくれや」ということはお願いしておるんですが、どんな方が反対されているのか。その辺ぜひまた理解していただいて、そのために誰かが人身事故でも起きたとかいうことも当然あのままだと起きるわけなんで、その辺ぜひご理解、さらに一歩進めて理解してもらおうようにやっていただきたいと思うわけでございます。

それで、今の件はそういったことで強力に県、国、町が、また地元ですね、前進するようにということで要望いたします。

2番目の町管理の外灯の一元化ということでございます。これも時間もありませんので、ちょっと幾つか分けましたけども、まず1番の町の外灯ですね、町管理の外灯は何基くらいあって、そのうち総務課が管理するのは何灯くらいあって、あと建設課が管理するのが何灯くらい、またそれ以外の課が担当する外灯があるのかどうか。

そして、あと日常の管理方法といいますか、これは主にどの課がやっているのか。総務課は総務課の外灯見るのか、建設課は建設課の外灯を見ていくのか。ひょっとしてもどれが総務課なのかどれが建設課なのかというのは、ちょっと一般的にはわからないと思うんで、その辺の現況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 町道の外灯管理の徹底と一元化というご質問でございまして、1点目の外灯設置数と管理体制区分についてであります、町管理の外灯につきましては町道沿線に設置する交通

安全灯、公共施設や駐車場等に設置する防犯灯、この大きく2つに分類されますが、現在東北電力と契約している町管理の外灯は、交通安全灯、主に250ワットのもので135灯、防犯灯、主にこれも250ワットのもので27灯、計162灯が契約設置数であります。年々町道の拡幅改良工事等も進みまして、道路環境の改善が図られている中で、交通、防犯環境の一環の充実強化を図るために、道路や地域の状況を見ながら外灯設置箇所について一括台帳設置図面で管理をしているところでありますが、またこれにつきましては総務課で一括管理をしておりますが、稲川トンネル内の照明につきましては建設課で管理しておるといところでございます。

次に、2点目の外灯管理の一元化でございますが、現在町が管理する外灯のほかに集落の要望により町が設置し、管理は集落が行う外灯もありますし、総合的に交通、防犯条件を勘案をし、設置が思われる箇所は町が設置しておりますが、集落内のきめ細かい部分まで補完できないため、そういった箇所は集落において設置要望に応えながら管理についてお願いしているところであります。今後ともこういった形の中で町全体の安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、町管理と集落の防犯灯の区分が台帳を確認しないと判断できない場合がありますので、今後町管理のものを見分けるのにシールを張るなど区別をしっかりとする、検討する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今のお話ですと、総務課と建設課と、これは交通ですから当然これは建設課になると思うんですが、防犯というのは総務課になるかと思うんですが、これ私は思うには、普通道路に面しているところは建設課の方がよく除雪問題ですとかあそこが崩れたとか、いや、あそこが木が茂ってこうだとかいう話があるんで、私は外灯については、道路に面しているところですよ、ことについてはもうどちらかの課に一元化したほうがいいんじゃないか。

例えば今私も稲川通っておりますが、あそこにも昼間ずっとつきっぱなしの外灯があるんですが、町というシールは張ってあるんですが、何課に話をしたらいいのかなと思って、それとも区長さんでも言うのかなと思ったけど、区長さん気がつかないんだか、ずっとそのままになってますけれども、ああいったところ、例えば町はもう全て何々課がやっているんだよということであれば、そこへ直にかけてやると。皆さん総務課とか建設課の区別というのは、なかなかこれ、町の職員の方はこれは当然だと思うんですが、一般の方が、じゃ、普通の交通安全の外灯と防犯灯とどう違うんだと言われたってまず区別つかないですよ。その辺、やはり考え方はやっぱり町の職員と一般町民の方はかなりその辺は違いますので、何とか私は一元化して、町なら町でシール張ればもうすぐ連絡すればもう何々課のどこへ連絡すれば全てできるんだよというふうな形のほうが今後の、維持管理も全て町の職員が回ってチェックというのはなかなか不可能だし、特に夜しかなかかわからないんで、そういったのは一般町民の方、地区の方とかしょっちゅう通る方はそういう状況わかりますので、なるべく外灯が消えたがために事故が起きたとか、また犯罪が起きたとかいうことのない

いような形で、そういうときは速やかに区長さんなり通りがかりの方が町のどこどこへ連絡するというふうにしたほうが私はいいんじゃないかと思うんで、その辺ぜひ今後考えていただきたいなど。当然例えば中央公民館ですとかああいう施設の中は、これはもう当然中央公民館であればこれは教育委員会だと、これは誰が見てもわかりますけども、要するに町道ですね、道路に面したことについてはどうちらかにやっぱり私は一元化したほうが。

以前下水道もたしか農林省関係ですとか厚生省関係の補助金の関係で全部またがっていたと思うんです。今は全部建設課のほうで一元管理されていまして、下水道となれば建設課のほうへ連絡すれば対応してくれるということがあるんで、やはり考え方を一般町民にもう少し目線を合わせるような形でその辺を今後考えていただきたいと思います。

この辺を一応参考にしてください。それもひとつお願いしますが。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど申し上げましたように、町管理につきましては稲川トンネル以外は全部総務課で管理するということですが、結論的にはやっぱり町が全部見回っているというわけにまいませんので、今度嘱託員会議でお願いをしながら、もし外灯等切れておったら何課が管理するか、何課に電話してくれというんじゃないですよ。町どなたでも電話されてもきちっとそれを受け付けて直ちに対応するということでまたお願いしたいと思います。

それを総務課だ、いや、産業課だ、いや、建設課なんて言わないで、「いや、あのこの外灯切れていますよ」と、「早く直してください」と電話でいただければ、どなたに言っても対応できるというような体制をしっかりとまた構築してまいりたいと思いますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） じゃ、私の認識がちょっとあれしまして、全てが総務課の管理ということで、トンネルを除いた以外は全て総務課ということですね。

それで、2番目ですが、LEDの、発光ダイオードですが、これにつきましては今後の町というか、各集落の負担減とかそういうことも考えまして、あと電力の関係もありますから、LEDに変えますと電気料は大体50から70%削減されるというふうに言われておりますし、CO₂は大体60%くらい削減されるということでございます。

それと、実際各集落、これも町とあと集落置きかえますと、非常に電球が切れるんですね、今現在。そうしますと、その都度区長さんが電気屋さんに連絡とってやるとか、これも非常に区長さんの仕事にとっては負担になっておるんで、行ってみたらついていたと、翌日になったらまた消えていたと、そんな話もよく聞きますので、多いときは、船橋なんか例にとりますと6つ、7つ切れるというふうなことで、電球代というより工事費のほうが高くついているんじゃないかなと思いますので、その辺。

それと、非常に集落の負担も電気料のほかにまたそういう電球の交換の経費も非常に年にしますと大きな金額になっていますので、当然LEDにすれば切れるのも少なくなると思いますし、電気料、それからそういうふうな来ているのも少なくなる、またCO₂の削減ということもありますので、結構三条とか燕とか妙高とか結構進めておりますけども、町も一部何かそういうのも該当するのがあるようなこともありますけども、何かもう一回もし町が進めるのであればもう少し区長会議とかそういうところを利用して極力また環境に優しく、また各集落の、また町の負担が少なくなるようなことも考えていくべきじゃないかなと思います、この件について町長。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今ご質問のLED照明は、非常に価格的には高額なために、効果的に同等でLEDより安価であるエバーライト照明の更新を予定してきましたが、現在LEDにつきましても販売メーカーが増えまして、価格的にも対応可能になってまいりました。今後は、外灯の灯部を含めた交換時には予算で応じながら随時LED照明での更新を行いまして、ご質問のように、ご意見のようにコストの低減を図ってまいりたいというふうに考えています。

現在のところ水銀灯で灯部全体の交換が発生していないため、主に水銀電球のみの交換をしているというのが現状であります。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） ちょうど時間になりましたけども、ぜひ今町長から前向きな答弁いただきましたんで、ぜひそういうふうな方向で進めていただきたいと思いますが、以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（山崎信義） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時00分）

第 3 号

(9 月 20 日)

平成25年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年9月20日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第 5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- 第 2 議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について
- 第 5 議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第21 発議第 3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額
・拡充を求める意見書
- 第22 発議第 4号 道州制導入に反対する意見書
- 第23 議員派遣の件
- 第24 委員会の閉会中継続審査の件
- 第25 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	内藤百合子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤真吾

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力をお願いいたします。

◎陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情

○議長（山崎信義） 日程第1、陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情を議題とします。

ただいま議題としました陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情1件につきまして審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、9月17日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

陳情第5号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について。私学助成については、昨年に引き続き採択とし、また私立高校への進学者が多くなる中、教育条件の格差是正は必要であるなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

陳情第5号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第2、議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、社会産業常任委員会に付託されました議案3件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月17日の午前9時30分より役場議員控室において、委員全員出席し、説明員とし副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第51号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号 出雲崎町介護保険条例及び出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、遅延金の利率及び該当者の実質負担率をわかりやすく説明してほしい及び遅延金の督促はどうなるのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例制定については、今までの基盤整備の条例はなかったのか、また農家の負担割合はどれぐらいなのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第51号を採決します。

議案第51号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決します。

議案第53号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第54号 平成24年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第55号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第56号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第57号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第58号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第59号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第60号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第61号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第62号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○決算審査特別委員長（仙海直樹） 決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第54号から議案第62号まで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、9月12日午前9時30分から、小林町長以下、説明員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査しました。

審査に当たりましては、決算書などにに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書等を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの観点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査過程で述べられた主な意見について報告いたします。

1、町税に関する延滞金の未徴収を受け、税の公平性の観点から、徴収に当たっては漏れのないように一層の努力を求める。

2、教材備品の中でデジタル黒板の備品セットを購入しているが、より積極的な活用を求める。

3、観光用の借地箇所の範囲と借地料の適正化を求める。

4、慢性疾患患者の増加防止と改善を図るように求める。

5、橋りょう等インフラの維持管理の徹底を求める。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第54号から議案第62号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第55号から議案第62号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号から議案第62号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第55号から議案第62号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

-
- ◎議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第15、議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第17、議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案7件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案7件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案7件を審査するため、9月11日午前11時40分より本会議場において、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て、委員全員が出席し委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第63号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）については、6款1項6目15節で工事請負費について、改善センタートイレ改修工事とあるが、中央公民館、海岸公民館ほどの程度洋式になっているのか。また、改修の優先順位を考えたかどうかと質疑があり、洋式トイレは中央公民館では2カ所、町民体育館では1カ所あり、海岸公民館は2カ所あります。今回は、改善センターから改修になったが、地域コミュニティーを利用される方からの要望もあったため、今後は順次検討をしていきたいと説明がありました。

また、7款1項5目13節の公有財産購入費について、土地購入費とあるが、購入価格は適正なのかと質疑があり、立地条件からしても町として入手したく、また今まで管理されてきた面からこの価格になったと説明がありました。

14款の災害復旧費全般について、災害復旧費については計上されているもので全てなのかと質疑があり、農地については今後追加で出てくる可能性がある。公共債についてはないと思うが、町単で一般の修繕を対応したい。不足のときは補正を願いたいと説明がありました。また、農地災害復旧で限度額20万という金額があるが、補助率について確認したいと質疑があり、町単災害復旧の人家裏及び農地、農業施設の補助については基準額を超えても補助対象として取り扱うことにしていると説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第66号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第69号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号から議案第69号の議案6件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号から議案第69号の議案6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第64号から議案第69号まで、議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学
助成の増額・拡充を求める意見書

○議長（山崎信義） 日程第21、発議第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） ただいま議題となりました発議第3号について提案理由の説明を申し上げます。

私立高校は、平成22年に公立高校の無償化と合わせて実施された就学支援金制度により、また本県独自の学費軽減制度により私立高校生家庭への学費負担は一定に軽減されました。

しかし、公立が無償となった一方で私立高校生には、初年度納入金で約40万円の学費負担が残され、さらに私立高校における専任教員数は公立の配置基準に当てはめると公立より2割少なく、学費と教育条件において格差が生じています。これからの本県の教育の発展と私学教育本来のよさを一層発揮するために、こうした状況を是正し、私学助成の増額・拡充と教育条件の格差是正を求め意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号 道州制導入に反対する意見書

○議長（山崎信義） 日程第22、発議第4号 道州制導入に反対する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、1番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま議題となりました発議第4号 道州制導入に反対する意見書について、その提案理由をご説明申し上げます。

道州制に関し、町村議会議長全国大会で平成20年以来その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを表明しておりますが、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回の国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっております。これらは、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき動向であり、まことに遺憾であります。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、事務権限移譲という名目のもと、期限を区切った導入ありきの内容となっており、多くの町村においてさらなる合併を余儀なくさせるものであります。

さらに、道州並びに再編後の基礎自治体では、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。町村は、今日まで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業創出に努力をいたし、住民とともに個性あるまちづくりを進めてまいりました。効率性や経済性のみを優先し、地域の伝統文化や郷土意識を考慮せずつくる大規模な団体は、到底地方自治体と呼べるものではありません。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることこそがひいては国力全体の増強につながるものと確信をいたすものであります。

よって、本議会として道州制導入に反対の意を示すため、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、賛同くださいますようお願いを申し上げます。して提案の理由の説明といたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長（山崎信義） 日程第24、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定し

ました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第25、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時02分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 仙 海 直 樹